

令和4年度全国水道関係担当者会議

令和5年3月14日開催

目次

1. 水道の基盤強化及び広域連携の推進について	1
2. 官民連携の推進について	2
3. 適切な資産管理の推進	5
(1) 水道施設の点検を含む維持・修繕について	5
①省令およびガイドラインについて	5
②水管橋崩落事故を契機とした省令改正およびガイドラインの改訂について	6
③インフラメンテナンスに関する新技術の導入促進について	6
④インフラメンテナンス大賞について	7
⑤個別施設計画（個別施設毎の長寿命化計画）について	7
(2) 水道施設台帳の整備について	8
①省令について	8
②水道施設台帳の要件について	9
③水道施設台帳作成にあたっての留意点等について	9
(3) 水道施設の計画的な更新について	10
①アセットマネジメントに関する技術的支援の取組について	10
②省令について	10
③アセットマネジメントの実施状況について	11
④水道施設の計画的な更新等の実施状況について	11
⑤管路の更新需要について	12
(4) 更新費の見通しについて	13
(5) 持続可能なサービスに見合う水道料金について	14
(6) 水道事業等に関する理解向上について	15
4. 災害対策・危機管理	16
(1) 自然災害の発生状況と各種対策	16
①平成30～令和4年度の主な自然災害の発生状況	16
②災害対策	17
③災害査定時の留意点	18
(2) 水道施設の耐震化の計画的実施	18
(3) 基幹水道施設の耐震化の状況	20
(4) 水害に関する防災・減災対策の取組について	20
(5) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	21
(6) コロナ禍における事業継続等について	22

(7) その他危機管理対策について.....	24
①健康危機管理の適正な実施並びに危機管理情報の提供について.....	24
②危機管理対策マニュアル策定指針について.....	24
③テロ対策.....	25
④新型インフルエンザ対策.....	25
⑤水道分野におけるサイバーセキュリティ対策について.....	27
5. 経済安全保障について	29
6. 水道施設整備費に係る予算等について	30
(1) 令和5年度水道施設整備関係予算.....	30
(2) 令和5年度予算案・令和4年度補正予算における制度改正案等.....	30
①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について.....	30
②生活基盤施設耐震化等交付金等による支援策の拡充案について.....	30
(3) 水道施設整備費の執行について.....	31
7. 認可等について	32
(1) 事業認可等に係る留意事項.....	32
①認可制度における事業規模の見直しについて.....	32
②認可等における水需要予測の簡素化について.....	33
③軽微な変更及び全部譲り受けのいずれにも該当する場合の手続きについて.....	33
④分水及び区域外給水への対応について.....	33
⑤水道台帳の提出について.....	34
⑥事業の休廃止に係る手続き及び許可基準について.....	34
⑦新型コロナウイルス感染拡大時期後に水需要予測を行う際の留意点について...	35
(2) 事業評価の適正な実施.....	35
①評価の対象事業・実施時期について.....	36
②算定方法（年次算定法、換算係数法）の判定について.....	36
③公共事業に係る政策評価の点検について.....	36
④ダム事業の検証について.....	37
(3) 河川法協議	37
①水利権協議について.....	37
②事業統合等に伴う水利権の取り扱いについて.....	38
(4) ダムの洪水調節機能強化に向けた取組	38
(5) 水循環基本法・水循環基本計画	39
8. 水道事業における CPS/IoT などの先端技術の活用	41
(1) 水道事業における IoT 活用推進モデル事業.....	41
①水道事業における CPS/IoT の活用.....	41
②水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業(生活基盤施設耐震化等交付金)	
.....	41
(2) 水道情報活用システム.....	42

①水道情報活用システム.....	42
②水道情報活用システム標準仕様の管理・改定に係る取り組み.....	42
③水道情報活用システム導入支援事業.....	43
(3) スマートメーター.....	44
①スマートメーターの動向.....	44
②スマートメーター導入に係る財政支援.....	45
9. 環境・エネルギー対策.....	46
①水道施設における地球温暖化対策.....	46
②省エネルギー・再生エネルギー設備の導入促進施策.....	46
③省エネルギー・再生エネルギー設備の導入促進施策を活用した事例.....	47
④エネルギー対策に係るこれまでの調査結果について.....	47
⑤脱炭素社会の実現に向けた水道事業の取組.....	47
⑥気候変動への適応.....	48
⑦廃棄物・リサイクル対策について.....	48
⑧ポリ塩化ビフェニル (PCB) の早期処理について.....	48
10. 給水装置について.....	49
(1) 給水装置・鉛製給水管の適切な対策.....	49
①給水装置工事主任技術者免状に係る諸情報の照会について.....	49
②給水装置工事主任技術者の水道法違反行為による免状返納命令について.....	49
③給水装置工事事業者の指定申請に係る住民票添付省略について.....	49
④所有者不明私道への対応ガイドライン (第2版) について.....	50
⑤給水装置工事における誤接合の防止について.....	50
⑥鉛製給水管の適切な対策.....	51
⑦寒波による給水装置の凍結及び断水被害の防止.....	51
⑧給水装置工事の技術力 (技能を有する者) の確保について.....	52
⑨指定給水装置工事事業者に対する優良事業者表彰制度について.....	53
(2) 工事の適正な実施.....	53
11. 水道分野における国際貢献について.....	54
(1) 水道分野における国際貢献の背景.....	54
(2) 水道分野における国際協力.....	54
(3) 水道産業の国際展開 (水ビジネスの推進).....	55
12. 水道事業者等への指導監督について.....	56
(1) 立入検査.....	56
①目的.....	56
②立入検査実施状況.....	56
③立入検査の結果について.....	56
(2) 水道技術管理者研修.....	57
13. 水道水質管理について.....	58

(1) 水質基準制度の円滑な施行.....	58
①水質基準等の見直し状況.....	58
②水質監視等.....	58
③その他の留意事項.....	59
(2) 水道水質の向上.....	59
①水安全計画の策定.....	59
②耐塩素性病原生物対策の推進.....	60
(3) 水質検査の信頼性確保.....	61
①水道法施行規則の改正.....	61
②妥当性評価ガイドラインについて.....	62
③外部精度管理調査の実施について.....	62
④登録水質検査機関の指導・監督について.....	62
⑤第三者委託における水質検査業務の適正な実施について.....	63
(4) 専用水道、貯水槽水道等の衛生管理の充実・強化.....	63
①専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等に係る権限の移譲.....	63
②専用水道における水質管理.....	63
③貯水槽水道への指導等の推進.....	64
④飲用井戸等の衛生確保のための対策の推進.....	65
(5) 危機管理対応.....	66
①飲料水健康危機管理について.....	66
②水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について.....	67
14. その他水道施の推進について.....	68
(1) 東日本大震災について.....	68
①水道施設の被害状況及び復旧・復興.....	68
ア 水道の被災状況.....	68
イ 水道施設の復旧・復興.....	68
②水道水の放射性物質汚染への対応.....	69
③浄水発生土の放射性物質汚染への対応.....	69
④原子力損害賠償.....	70
(2) 水資源開発関係の動向について（水資源開発基本計画）.....	70
(3) インボイス制度について.....	71
(4) 生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰.....	73
(5) 労働安全衛生について.....	74
(6) 水道整備・管理行政の移管について.....	74

1. 水道の基盤強化及び広域連携の推進について

日本の水道は、98.1%（令和2年度末時点）の高い普及率に達し、多くの地域において唯一無二の水供給手段となっている。その一方で、水道施設の老朽化の進行、耐震化等災害対応の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、計画的な更新のための備えが不十分といった課題に直面し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが重要である。

これらの課題への制度的対応として、平成30年12月に水道の基盤の強化を図るための施策の拡充を内容とする「水道法の一部を改正する法律案」が成立し、令和元年10月1日に施行された。改正水道法では、法の目的を「水道の計画的な整備」から「水道の基盤の強化」に改めるとともに、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善について規定している。

- ・水道法の改正について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/index_00001.html

- ・水道の基盤を強化するための基本的な方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/000552618.pdf>

1,312の上水道事業の内、給水人口5万人未満の中小規模の事業者は888と多数存在している（令和2年度水道統計）。人的体制や財政基礎が脆弱な中小規模の水道事業者においては、単独で事業の基盤強化を図り、将来にわたり持続可能な水道事業を運営することが困難となりつつあるため、職員確保や経営面でのメリット、施設の統廃合・共同化などにつながる広域連携の手法を活用することが有効である。これまでも、厚生労働省では、水道ビジョン（平成16年）や新水道ビジョン（平成25年）の策定、財政措置等により、広域連携の推進を図ってきた。今後とも改正水道法に基づき、各都道府県には、推進役として広域連携のより一層の推進をお願いする。

改正水道法においては、広域連携の推進に関し、以下の事項について規定している。

- ・都道府県は水道事業者等との間の広域的な連携を推進するよう努めなければならない。
- ・国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めること。
- ・都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができる。なお、改正前の水道法第5条の2第1項の規定に基づく広域的水道整備計画は、水道基盤強化計画と発展的に統合することとする。
- ・都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする広域的連携等推進協議会を設けることができる。

各都道府県におかれては、改正水道法の規定を踏まえ、水道事業者等のニーズに応じて広域連携が検討できるよう、市町村を超えた広域的な見地から、広域連携の推進役として、水道事業者、水道用水供給事業者等との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う水道の基盤強化に関し、情報の提供及び技術的な援助を行いつつ、国が策定する基本方針に基づき、広域連携の内容を含む水道基盤強化計画の策定及び広域的連携等推進協議会の設置について検討を進めていただくようお願いする。なお、水道基盤強化計画の策定にあたっては、「水道基盤強化計画作成の手引き」を参照されたい。

各水道事業者等におかれては、都道府県における広域連携等の検討に必要な水道施設等の情報を都道府県に提供するなどの協力を行うとともに、自らも広域連携等による水道の基盤強化に向けて、近隣の水道事業者等とも連携するなどして検討・取組を進めていただくようお願いする。

なお、広域連携には、事業統合、経営の一体化、管理の一体化（水質検査の共同委託など）、施設の共同化（浄水場の共同設置など）のほか、事務代行や技術支援といった様々な形態があることから、広域連携の検討にあたっては、地域の実情に応じて適切に対応されたい。

また、「水道広域化推進プラン」について、R4年度末までに都道府県に策定をお願いしているところであるが、今後は策定されたプランを元に着実に広域化を進めるべく、都道府県内の水道事業者等との必要な調整を進め、県内の水道事業の基盤強化の一層の推進を図られたい。

（参考）簡易水道事業数の状況

簡易水道事業は、平成19年度から平成28年度を期限とした簡易水道施設等整備費補助（令和元年度までに延長）による統合推進政策により、令和元年度までに全国的な事業統合の動きがあった。

簡易水道事業の認可数は平成12年度に8,979、平成19年度に7,413であったが、令和2年度までに2,507と平成12年度から約72.1%減少した。

簡易水道事業は、都道府県によって事業数、給水人口規模、民営・組合営の数など大きく異なるという特徴がある。具体的には、給水人口が5,000人以下の市町村が多数ある都道府県、その中に民営・組合営の簡易水道も多数ある都道府県などが存在する。

簡易水道事業にあっては、市町村内の統合や市町村間の広域連携など、将来を見据えた基盤強化にかかる検討を進めていただきたい。

2. 官民連携の推進について

政府全体の取組として、水道についても、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、多様な官民連携の活用を検討することが求められている。官民連携は、単に経費節減の手段として

ではなく、水道事業の持続性、公共サービスの質の向上に資するものとしても捉えるべきであり、水道事業及び水道用水供給事業を担う地方公共団体においては、それぞれの置かれた状況に応じ、長期的な視点に立って、優れた技術、経営ノウハウを有する民間企業や、地域の状況に精通した民間企業との連携を一層図っていくことが、水道の基盤強化に有効な方策の一つとして考えられる。

改正水道法に基づき令和元年9月に策定された「水道の基盤を強化するための基本的な方針」においても、官民連携について「水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つ」としたうえで、「官民連携の活用の目的を明確化した上で、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施することが重要」としている。

水道事業及び水道用水供給事業における官民連携には、個別の業務を委託する形のほか、複数の業務を一括して委託する包括業務委託や、水道の管理に関する技術上の業務について、水道法上の責任を含め委託する第三者委託、DBO、PFIの活用など様々な連携形態がある。

さらに、改正水道法では、水道の基盤の強化のための手法の一つとして、多様な官民連携の選択肢を広げる観点から、PFI法に基づくコンセッション方式について、公の関与を強化し、地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を実施可能とした。

厚生労働省では、新たなコンセッション方式の許可に関する審査についての基本的な考え方を示すため、「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を令和元年9月に策定した。また、併せて、水道事業等において想定される官民連携手法について、各手法の特徴や、導入に当たって検討すべき事項等を解説した「水道事業における官民連携に関する手引き」について、新たなコンセッション方式の解説を加える等の改訂を実施した。水道事業者等におかれては、コンセッション方式を含む官民連携の検討に際して、本ガイドライン等を活用いただきたい。

(参考)「「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」の策定及び「水道事業における官民連携に関する手引き」の改訂について」(令和元年9月30日付け厚生労働省水道課長通知 薬生水発 0930 第5号)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00005.html

官民連携の推進については、民間企業の技術・経営ノウハウ及び人材の活用により、水道施設等の維持・管理、運営等の向上を図り、水道の基盤を強化していく上で有効な方策であることから、水道事業者等におかれては、各々の事業のあり方を踏まえた上で、多様な形態の官民連携の活用を一層検討されるよう取り組んでいただきたい。

また、水道事業者等と民間事業者の交流の場である官民連携推進協議会は令和5年度以降も各地の希望に応じて開催する予定であるため、積極的な参加をお願いする。

また、改正水道法に基づくコンセッション方式について、多く寄せられたご質問に対する考え方は、下記 URL を参考にされたい。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000467081.pdf>

3. 適切な資産管理の推進

水道施設は、高度成長期以降に整備した施設が更新時期を迎えるなど、施設の老朽化が進行しており、その対策が急務となっているものの、水道施設の代表的な施設である管路では更新率（管路総延長に対してその年で更新された管路延長の割合）は0.65%（令和2年度）に留まっている状況にある。全国的にみれば減少を続けてきた料金収入も、料金改定等によって近年は横ばいの状況である。今後は、上記のような現状施設を前提とした更新需要から、施設の統廃合や広域連携による共同化などの検討に基づき必要な投資需要を精査の上、収入・支出の両面から中長期的な資産管理に移行していくなど、事業単位の短中期的な検討と広域連携による地域単位の中長期的な検討が必要である。

改正水道法においては、水道施設等の適切な資産管理を進める観点から、水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つため、これを維持し、修繕しなければならないこととされている。また、水道施設台帳を作成し保管するとともに、水道施設の計画的な更新に努め、その事業の収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととされている。

水道事業者等におかれては、適切な資産管理として、下記（１）～（５）の対応をお願いします。また、都道府県におかれても、（４）の対応に加え、管下の水道事業者等に対し下記の内容を周知し、指導・監督等の際の参考とされるようお願いする。

（１）水道施設の点検を含む維持・修繕について

①省令およびガイドラインについて

水道施設の維持・修繕を適切に行うことで、老朽化等に起因する事故を防止するなど水道施設を適切に管理するとともに、予防保全の観点から、点検等を通じて施設を適切に把握し、施設の長寿命化による投資の抑制を図る必要がある。

水道法第22条の2において、水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つため、点検を含む維持及び修繕をしなければならない旨が定められており、水道施設の維持及び修繕に関する基準を厚生労働省令で定めている。

水道事業者等におかれては、所管する水道施設に対して、点検等の方法や頻度等が定められ、異状を把握した場合には速やかに修繕等の対応を取るなど、適切に維持・修繕の措置がなされるようお願いする。なお、これら実施の参考となるよう、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を作成しているのので、こちらも参照されたい。

（「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000552970.pdf>

②水管橋崩落事故を契機とした省令改正およびガイドラインの改訂について

令和3年10月3日に発生した和歌山市の水管橋崩落事故の影響によって約6万戸の世帯が約1週間断水する事態が生じた。

厚生労働省では、この事故を契機に、水管橋等の維持・修繕を充実し、事故の再発防止を図ることとし、令和5年3月に水道施設の維持・修繕の基準となる水道法施行規則第17条の2を改正し、コンクリート構造物に適用されている点検頻度（おおむね5年に1回以上）や点検・修繕の記録の保存等の基準について、水管橋等に対しても適用する予定である。併せて、新たな技術を活用して、水道施設の確認に係る水道事業者等の負担を軽減する観点から、目視による点検だけではなく、目視と同等以上の方法による点検が可能であることを明確化する予定である。（令和6年4月1日より施行予定）

加えて、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を令和5年3月に改訂し、水道法施行規則で規定する水管橋等の点検についての考え方を示すとともに、技術的な観点から標準的に実施すべき事項等について、その考え方を要約して記載する予定である。

さらに、ガイドラインを補足する資料として、改訂内容のバックデータを取りまとめるとともに、改訂を検討する中で得られた水管橋等の維持管理に係る知見や、効果的に維持管理を行うための手法について詳細に記載した、「水管橋等の維持・修繕に関する検討報告書」を令和5年3月に作成・公表する予定である。

水道事業者等におかれては、改正省令の趣旨に鑑みて、水管橋等の適切な点検を含む維持・修繕を実施されたい。また、その実施に当たっては、ガイドライン及び検討報告書を参照し、それぞれの水道事業者等の実情に応じて適宜参考としていただくことで、水管橋等の維持・修繕の充実に努めていただきたい。

③インフラメンテナンスに関する新技術の導入促進について

水道施設の点検を含む維持・修繕を適切に実施していくにあたっては、新技術の採用や創意工夫により効果的に実施することが望ましい。厚生労働省では、新技術の導入を推進するため、先進的な新技術の導入事例に関する詳細調査を行っている。令和4年に実施したインフラメンテナンスに関する新技術の導入状況調査の結果によると、調査対象となった厚生労働大臣認可水道事業等444事業のうち、新技術を導入している水道事業等は351事業（約79%）であった。前回の令和3年度調査では327事業（約74%）であり、5%増となったものの、今後、更なる導入促進が求められる。なお、令和4年度より調査項目を増やしたため、令和3年度の新技術を導入している水道事業者等の数及び割合が昨年度から異なっている。

令和3年度より水道技術研究センターにおいて、新技術を用いた具体的な点検方法や活用事例を事例集としてとりまとめる取組が開始されている。取組において、とりまとめる事例集の公平性・客観性を確保するため、令和3年4月に（公財）水道技術研究センター（JWRC）を事務局とし、新技術事例集検討委員会が設置されている。委員会委員は、学識経験者および水道事業者から構成され、厚生労働省はオブザーバーとして参加

している。事例は、ウェブサイトにおいて事例集として公表され、令和5年2月末までに19事例が公表されている。また、水道事業者等における人手に代わる又は高度な技術のより一層の採用・導入を支援するという観点から、令和5年1月より対象となる技術の範囲を拡充することとし、掲載される新技術は、水道事業者等による導入実績がある技術、または公的機関による技術の評価・確認がなされている技術などとされており、新技術の導入を検討する水道事業者等にとって、それぞれの事業者の特性に合わせた新技術導入のきっかけとなることが期待される。水道技術研究センターでは、以降も定期的に新技術の事例を公募し、拡充していく予定としている。

水道事業者等におかれては、水道施設の点検を含む維持・修繕にあたって、水道施設の合理的かつ効率的な管理に資する観点から、先行導入事例なども参考としつつ、新技術の積極的な活用を検討いただきたい。

④インフラメンテナンス大賞について

各省庁が主催し、インフラのメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして表彰することにより、メンテナンス産業の活性化等を図る目的でインフラメンテナンス大賞を実施している。

インフラメンテナンス大賞（第7回）の募集が令和5年春頃に予定されており、厚生労働省では、水道に関するメンテナンスに係る取組や技術を募集するので、優れた効果・実績をあげた取組や技術開発を行った水道事業者はもとより事業者、団体、研究者等におかれては、積極的に応募いただきたい。また、過去の受賞案件についてもインフラメンテナンスのベストプラクティスとして、参照いただきたい。

<第6回インフラメンテナンス大賞受賞者概要>

厚生労働大臣賞（メンテナンス実施現場における工夫部門（水道））

○八尾市水道局 施設整備課

「Excelを活用した直営での水道施設台帳システムの運用方法」

（御参考：他分野での受賞）

国土交通大臣賞（メンテナンス実施現場における工夫部門（河川・ダム・砂防・海岸））

○松江市上下水道局

「文化財に指定されたダムの堤体PSアンカー工法による耐震補強工事」

（国土交通省 HP：インフラメンテナンス大賞）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html

⑤個別施設計画（個別施設毎の長寿命化計画）について

厚生労働省では、各インフラの管理者によるインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において決定されたインフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）を受け、厚生労働省インフラ長寿命化

計画（行動計画）を策定し（※令和3年3月31日に更新）、水道施設に関する中期的な取組の方向性を明らかにするとともに、「インフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定について」（平成27年4月22日厚生労働省健康局水道課事務連絡）により、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、両計画に基づいた適切な対応をお願いしてきたところである。

特に、個別施設計画が未策定の水道事業者等（9事業者において、個別施設計画が未策定（令和5年度1月時点））においては、「インフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定について」（平成27年4月22日厚生労働省健康局水道課事務連絡）、「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）の更新について」（令和3年4月16日厚生労働省健康局水道課事務連絡）に示す留意事項を参照のうえ、早急に策定していただくようお願いする。また、個別施設計画策定済みの事業者においても、適宜、計画の更新をお願いする。

行動計画や個別施設計画に基づく取組の一部は、経済財政諮問会議において決定された新経済・財政再生計画 改革工程表2022（令和4年12月22日）の中でKPI（成果指標）や具体的な実施時期（2022年度末までに策定率100%）が示されていることも踏まえ、各水道事業者においては、策定した行動計画・個別施設計画に基づき、取組を推進いただくようお願いする。

（内閣府 HP:インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/index.html

（厚生労働省 HP:厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画））
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/tp0416-01.html>

（内閣府 HP:新経済・財政再生計画 改革工程表2022）
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/041222_divided/agenda.html

（2）水道施設台帳の整備について

①省令について

水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した水道施設台帳を整備しておくことは、水道施設の適切な維持管理・更新を行う上で必要不可欠であるとともに、災害時等の危機管理体制の強化や、水道事業者等の間での広域連携・官民連携を行うための基礎情報としても活用できるため、水道法第22条の3において、水道事業者等に対し、水道施設台帳の作成及び保管を義務づけることとしている。

今回、水道施設台帳の作成・保管義務が令和4年10月1日から施行されたことを受け、施行時点での水道施設台帳の作成状況の調査を行い公表した。

調査結果から、水道施設台帳の作成率は全体の約86%となっており、水道事業等（簡

易水道事業を除く) では、約 95%が作成しているのに対し、簡易水道事業では約 81%にとどまっていた。

水道施設台帳が未作成の水道事業者等においては、早急に水道施設台帳を作成し、法令違反の状態を是正されたい。また、既に作成された水道事業者等については、水道施設台帳の内容を適宜更新されたい。なお、各都道府県水道行政担当部(局)におかれては、認可権者として未作成の水道事業者等に対して適切な指導・監督をお願いする。

(水道課長通知「水道施設台帳の作成状況について」(令和4年10月3日付))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00021.html

(水道施設台帳作成状況調査結果(令和4年10月1日時点))

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001010751.pdf>

②水道施設台帳の要件について

水道施設台帳の要件は、次の事項としており、水道施設台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに訂正しなければならない。

- ・水道施設台帳は、調書(管路等調書、施設調書)、図面(一般図、施設平面図及びその他の図面(形式を問わない))により構成するものとする。
- ・また、電子システム等で上記の図面や調書の情報が、属性情報等の形で把握できる場合は、それをもって水道施設台帳が整備できていると見なす。
- ・水道施設台帳には次の情報を記載する。

【管路等調書】 管路等の区分・設置年度・口径・材質・継手形式毎の管路等延長

【施設調書】 名称、設置年度、数量、構造又は形式、能力

【一般図】 市区町村名とその境界線、給水区域の境界線、主要な水道施設の位置及び名称、主要な管路等の位置、方位・縮尺・凡例及び作成の年月日

【施設平面図】 管路等の基本情報(管路等の位置、口径、材質)、制水弁・空気弁・消火栓・減圧弁及び排水設備の位置及び種類、管路等以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線、その他地図情報(一般図の記載事項(但し、給水区域の境界線を除く)、付近の道路・河川・鉄道等の位置)

【一般図、施設平面図、その他の図面(形式を問わない)のいずれかの図面】

管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり、制水弁・空気弁・消火栓・減圧弁及び排水設備の形式及び口径、止水栓の位置、道路・河川・鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長

③水道施設台帳作成にあたっての留意点等について

水道施設台帳の作成にあたり、一部の情報が欠損している場合には、過去の工事記録の整理や認可(変更)申請書に添付する図面及び工事設計書等の整理、現地調査、他の社会資本(下水道、道路、電気及びガス等)の整備状況や同種管路の普及時期等から当該施設の設置年度等の推測のほか、過去に在籍した職員への聞き取り調査などにより、

情報が補完できるよう作業を進められたい。

水道施設台帳の作成を促進するための技術的支援策として、令和元年 11 月に「簡易水道等小規模水道における水道施設台帳作成の手引き」（全国簡易水道協議会）が作成されているため、未作成の水道事業者等におかれては参考にされたい。

また、国土強靱化年次計画 2021 において 2025 年度までに「水道施設（管路のみ）平面図のデジタル化率」を 100%に引き上げる目標が掲げられていることも踏まえ、電子化を行っていない水道事業者等におかれては、効率的に資産管理を行う観点から電子化に努められたい。なお、電子化を検討するにあたっては、平成 30 年 5 月に「簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン」を作成しているので参照されたい。

これら水道施設台帳の作成や電子化にあたって、「水道施設台帳電子化推進事業」の財政支援制度の活用についても積極的に検討いただきたい。

（「簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン」）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000205762.html>

（3）水道施設の計画的な更新について

①アセットマネジメントに関する技術的支援の取組について

水道事業者等は、将来にわたって安定的に水道事業等を経営するため、長期的な視野に立った計画的な資産管理（アセットマネジメント）を行い、更新の需要を適切に把握した上で、必要な財源を確保し、水道施設の更新を計画的に行う必要がある。

これまで、厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を平成 21 年 7 月に公表した。また、平成 25 年 6 月には、中小の事業者が手軽にアセットマネジメントを始められるよう、アセットマネジメント実践のための簡易支援ツールを水道事業者等へ周知・配布しているほか、水道におけるアセットマネジメント活用事例集を作成している。

②省令について

水道法においては、水道事業者等は、長期的な観点から、その給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めるとともに、更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないことを規定しており、施行規則第 17 条の 4 において、水道事業者等は、事業運営の将来的見通しを把握するため、事業に係る収支の見通しを、次のとおり作成することとしている。

- ・ 30 年以上の合理的な算定期間を定めて当該事業に係る長期的な収支を試算する。
- ・ 算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で、水道施設の更新需要を算出する。
- ・ 更新需要の算出にあたっては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮する、

また、水道事業者等は、収支の試算に基づき、10年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならないこととしている。加えて、水道事業者等は、収支の見通しを作成したときは、おおむね3年から5年ごとに見直すよう努めなければならないとしている。

③アセットマネジメントの実施状況について

令和2年度に実施した運営状況調査の結果によると、調査対象となった1393事業者のうち、1248事業者（約90%）がアセットマネジメントの出発点である更新需要・財政収支の試算を実施中又は実施済みであるものの、計画給水人口5万人未満の事業者は約85%と相対的に低い状況となっている。また、標準精度（タイプ3C）以上は全体の約67%、詳細制度（タイプ4D）で実施している事業者は、全体の約10%にとどまっている。

そこで、収支の見通しが未作成の水道事業者等におかれては、速やかに作成を完了するよう努められたい。また、収支の見通しを作成した水道事業者等におかれても、おおむね3年から5年ごとに見直すよう努められたい。さらに、収支の見通しの結果を、施設の更新計画や経営計画に反映するようお願いする。加えて、収支の見通しの作成にあたっては、住民等に対する説明責任が適切に果たされるよう、標準精度（タイプ3C）*以上とし、住民等に対して分かりやすい形で公表するよう努められたい。また、施行規則第17条の4第3項に鑑み、すでに標準精度のアセットマネジメントを実施されている事業者においては、その結果を基に、再構築・ダウンサイジング等（水道ビジョン等で別途策定されている場合を含む）を分析に含め、次回見直し時等に詳細精度（タイプ4D）に取り組むようお願いする。

※ 標準精度（タイプ3C）：更新需要の基礎データが更新工事と整合しており、財政収支の見通しとして収益的収支まで検討できている状態。（出典：水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引き）

※詳細精度（タイプ4D）：再構築や規模の適正化を考慮した再投資価格を算定できており、更新需要以外の変動要因を考慮して財政収支見通しが検討できている状態（出典：水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引き）

（水道におけるアセットマネジメント活用事例集）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136168.html>

④水道施設の計画的な更新等の実施状況について

水道法第22条の4及び水道法施行規則第17条の4に基づく水道施設の計画的な更新等の実施状況について、令和4年度に実施した運営状況調査の結果によると、水道施設に関して給水区域における一般の水の需要に鑑み、計画的な更新に努めている事業者数は1,232事業者（約88%）となっている。長期的な収支の試算を行っている事業者数

は 1,241 事業者(約 89%)となっており、両方努めている事業者数は 1,135 事業者(約 81%)となっている。

また、収支の試算を行っている事業者数の内、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で水道施設の新設、増設又は改造の需要を算出している事業者数は 1,160 事業者(約 94%)、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における供給能力を考慮している事業者数は 1,084 事業者(約 93%)となっている。

さらに、収支の試算を行っている事業者のうち、収支の見通しを作成している事業者数は 1224 事業者(約 99%)、収支の見通しを公表している事業者数は 968 事業者(約 79%)となっている。

今後とも長期的な観点からの水道施設の計画的な更新、収支の見通しの作成及び公表に努めるようお願いする。

⑤管路の更新需要について

管路の経年化率¹は年々上昇し、令和 2 年度において 20.6%となっているが、更新率²は低下から横ばい傾向にあり、令和 2 年度においては 0.65%に留まっている状況にある。令和 2 年度における更新延長は約 5 千キロメートルであった。

実務においては法定耐用年数である 40 年を超えて使用され、漏水等の問題が生じていない管路も多い。他方、40 年未満であっても布設状況や災害、事故等により布設替えを行うこともある。管路の経年化が進む中、各水道事業者においては、維持修繕による長寿命化と、アセットマネジメントに取り組んでいただいているところであり、多くの水道事業者において実耐用年数の検討が行われている。

これらの実情から実務上の一般的な更新基準は平均するとおおむね 60 年と仮定し、40 年経過管をその後 20 年間で平均的に更新する場合、令和 2 年度末時点の 40 年経過管約 15 万キロメートルについては、今後 20 年間にわたり、毎年度約 8 千キロメートル、更新率 1.03%の更新が必要となる。

ただし、令和 2 年度末時点で 20 年経過している管路が約 33 万キロメートルあり、20 年後以降に法定耐用年数を超え、順次更新時期を迎えることとなる。将来的に更新需要が増加することを踏まえ、今後 30 年間³で検討すると、平均して更新するためには直ちに 2.0 倍に更新率を引き上げ、毎年度約 1 万キロメートル、更新率 1.37%の更新が必要となる。また、30 年間かけて徐々に更新率を引き上げる場合は、30 年後に現状の 2.9 倍の更新になるように毎年度 0.05 ポイントずつ更新率を引き上げ、30 年後には更新率 1.9%とする必要があると試算される。

本試算では、おおむね全ての事業者において更新率の引き上げが必要な状況となって

¹ 全管路延長に占める法定耐用年数を超えた延長の割合

² 管路総延長に対してその年で更新された延長の割合

³ 施行規則で長期的な収支の算定期間とされている期間

いることから、各水道事業者におかれては、経過年数のみならず、管種や布設状況等から更新時期を多面的に判断し、計画的な更新に努めていただきたい。なお、更新平準化のために有効と考えられる方策の例としては、耐震化の優先順位の高い管を中心とした更新の前倒しや、優良地盤や過去の漏水歴がないこと等を考慮した更新時期の後ろ倒し（長寿命化）等が考えられる。

（４）更新費の見通しについて

水道事業者等が、長期的な視野に立った計画的な資産管理（アセットマネジメント）を行うためには、更新需要を適切に把握した上で、適切な規模と時期を設定し、過度な更新とならないように配慮する必要がある。また、高度経済成長期に建設された水道施設を単純更新した場合の更新費が莫大であることや、老朽化や災害による事故等が発生したことなどから、昨今、水道事業の持続性について不安視する新聞等報道が見られる。

厚生労働省では、令和元年度から令和２年度にかけて、全国の水道事業者等が管理する水道施設について調査した結果を基に、将来の更新費及び修繕費について、単純更新をした場合の試算及び、水需要に応じたダウンサイジングや施設の統廃合等の要素を織り込んで精緻化した試算を行った。

管路を除く水道施設を単純更新した場合の更新費は、30年間合計で約19.6兆円と試算された。将来の水需要に応じた浄水場のダウンサイジングや統廃合等により、更新費は30年間で約17%から33%の削減、修繕費は年間で約3%から21%の減少が見込まれる。

管路を単純更新した場合の更新費は、30年間合計で約31.7兆円と試算された。将来の水需要に応じて管路の口径を縮小することにより、更新費は30年間で約6%から13%の削減が見込まれる。

また、これらの試算を基に、全国の更新需要を水道料金で確保するために必要となる料金水準の将来推計を実施した。2060年度には現状（2019年度を基準とする）の約2倍の料金が必要になるという試算結果となったが、これは全国レベルで、現状施設の単純更新を行い、変動費を考慮しないという仮定をおいたものである。なお、規模の適切化や再配置、長寿命化等によって今後30年間の投資額が3割抑制されると仮定した場合、2060年度に必要な料金水準は現状の約1.6倍まで抑えられる可能性があるという試算結果となった。

これら試算が示すように、今後の水需要や更新需要などの事業環境の変化を考慮すれば、施設のダウンサイジング等（統廃合、再配置、共同化などを含む）により、今後の投資額を削減し、料金の値上げを抑制できる可能性がある。施設のダウンサイジング等は、地域の状況により有効な手法が異なるが、各地域、各事業者の状況に合った手法を、事例を参考に検討することが有用であると考えられる。

厚生労働省は、令和２年度及び令和３年度に、施設の最適配置に関するケーススタディを実施した。これらの報告書については厚生労働省ホームページに掲載されているので是非ご参考にさせていただきたい。

「令和2年度 水道基盤強化計画策定に向けた水道施設の最適配置計画の検討業務一式報告書」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/shingi/kanmin_00010.html

「令和3年度 水道基盤強化計画策定に向けた水道施設の最適配置計画の検討業務一式報告書」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/shingi/kanmin_00023.html

各都道府県におかれては、水道基盤強化計画、広域化プラン、水道ビジョン等の策定・見直しの際に、地域の実情を踏まえた上で、将来の水需要に応じたダウンサイジングや施設の統廃合等を織り込んだ更新費を含む投資額や維持管理費の見通しの作成に取り組んでいただきたい。

また、水道事業者におかれても、(3)でお願いしているとおり、今後の経営計画等の策定・見直しに併せて、同様の取組をお願いしたい。

(5) 持続可能なサービスに見合う水道料金について

水道法第14条第2項第1号においては、水道料金が、健全な経営を確保⁴することができる公正妥当なものが定められている。

また、水道法第22条の4第2項の規定により水道事業者が事業に係る収支の見直しを作成するよう努めることとされていることを踏まえ、水道法施行規則第12条において、料金原価の算定方法について、事業に係る長期的な収支の試算を行った場合にあっては、総括原価が当該試算に基づき算定時からおおむね3年後から5年後までの期間(料金算定期間)について算定されたものであり、料金算定期間ごとの適切な時期に見直しを行うものであることと規定されている。

収支の試算を行っていない水道事業者は、料金がおおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであることという従来からの規定に基づき料金の算定を行うことになるが、水道法の趣旨を踏まえ、速やかに収支の試算に基づく料金原価の算定方法に移行するとともに、主体的に料金算定期間ごとに水道料金の検証及び必要に応じた見直しを行うようお願いする。

更に、適切な資産管理に基づき、水道施設の計画的な更新等を行うためには、原価に含まれない将来の建設改良費等については、その費用を利潤から内部留保する必要がある。水道法施行規則第12条において、公正妥当な料金として資産維持費⁵を原価に含めるものとされているため、水道事業者においては、適切な資産維持費を含めた料金原価を算定されたい。

水道料金の平均は近年わずかに上昇傾向にあり、値上げ事業者数は新型コロナウイルス

⁴ 適切な資産管理に基づき、水道施設の維持管理や計画的な更新などを行うとともに、水道事業の運営に必要な人材を確保し、継続的なサービスの提供が可能となるよう、水道事業を経営する状態をいう。

⁵ 水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額

ス感染症の影響等により令和2年度は前年度より減少したものの、令和3年度は回復傾向にある。令和3年度⁶に値上げを実施した事業者は59事業者⁷であったのに対し、値下げを実施した事業者は6と過去5年間では最も少なかった。値上げ事業者における前回改定からの平均的な年数は4.0年であり、多くは、前回改定から3年から5年の間に、適切な見直しがなされていると考えられる一方、前回改定から10年以上改定されておらず、最長で20年ぶりの改定を行った事業者もあった。

料金改定に当たってはアセットマネジメントが重要となる。具体的には将来の投資額の見込み、企業債で投資を行う割合、事業運営に必要な資金留保残高等が主要な検討項目となる。他の水道事業者の料金改定時の検討資料等もご参考に、引き続き料金の適切性確保や利用者への理解促進に努めていただきたい。

(6) 水道事業等に関する理解向上について

適切な資産管理をはじめとする、基盤強化の取組を進めるに当たっては、需要者である住民等に対して、水道施設の維持管理及び計画的な更新等に必要な財源を原則水道料金により確保していくことが必要であることを含め、水道事業等の収支の見通し等の水道サービスに関する情報を広報・周知し、その理解を得ることが重要である。

厚生労働省では、これまでも水道事業等の現状と将来見通しに関する情報発信等を行ってきたところであるが、国民の水道事業等に対する理解を増進するとともに、国民の意見の把握に努めるため、令和4年度において、水道事業や水道料金についてわかりやすくまとめたパンフレットを作成している。近日中に厚生労働省ホームページに公表する予定であるため、是非ご参考にしていきたい。

水道事業者等におかれては、厚生労働省が作成したパンフレットや、日本水道協会が実施している広報活動も必要に応じて活用し、連携を図ることにより、需要者である住民等がこうした水道事業等に関する情報を適時適切に得ることができるよう、そのニーズにあった積極的な情報発信を行うとともに、需要者である住民等の意見を聴きつつ、事業に反映させる体制を構築し、水道は地域における共有財産であるという意識を醸成することに努めていただきたい。

⁶ 公益社団法人 日本水道協会「水道料金表（令和4年4月1日現在）」を出典とするため、令和4年4月1日改定分を含む。

⁷ 改定率0.0%の5事業者を含む。

4. 災害対策・危機管理

(1) 自然災害の発生状況と各種対策

①平成30～令和4年度の主な自然災害の発生状況

	発生時期	災害名称等	断水戸数	断水 継続期間
地震	H30.6.18	大阪府北部を震源とする地震 (大阪府高槻市等)	約9.4万戸	2日
大雨	H30.7 月上旬	平成30年7月豪雨 (広島県、愛媛県、岡山県等)	約26.3万戸	38日 ^{※1}
台風	H30.9 月上旬	平成30年9月 台風第21号 (京都府、大阪府等)	約1.6万戸 ^{※2}	12日
地震	H30.9.6	北海道胆振東部地震 (厚真町、安平町等)	約6.8万戸	34日 ^{※1}
台風	H30.9 下旬	平成30年9月 台風第24号 (静岡県、宮崎県等)	約2.0万戸 ^{※2}	19日
台風	R1.9 月上旬	令和元年房総半島台風 (千葉県、東京都、静岡県)	約14.0万戸	17日
台風	R1.10 中旬	令和元年東日本台風 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県等)	約16.8万戸	33日
大雨	R2.7 月上旬	令和2年7月豪雨 (熊本県、大分県、長野県、岐阜県等)	約3.8万戸	56日 ^{※1}
寒波	R3.1 月上旬	令和3年1月7日からの大雪等 (西日本等)	約1.6万戸	8日
地震	R3.2.13	福島県沖を震源とする地震 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県)	約2.7万戸	6日
地震	R4.3.16	福島県沖を震源とする地震 (岩手県、宮城県、福島県等)	約7.0万戸	7日
大雨	R4.8 月上旬	令和4年8月3日からの大雨 (秋田県、山形県、新潟県、福井県等)	約1.4万戸	18日
台風	R4.9 月上旬	令和4年 台風第14号 (熊本県、大分県、宮崎県等)	約1.3万戸	9日
台風	R4.9 下旬	令和4年 台風第15号 (静岡県)	約7.6万戸	13日
寒波	R5.1 下旬	令和5年1月20日からの大雪等 (石川県、三重県、大分県等)	約1.4万戸	8日

※1 家屋等損壊地域を除く

※2 台風第21・24号で断水戸数が多いのは停電による短時間の断水が発生したため

②災害対策

厚生労働省では、気象庁からの予報を受け、事前に水道事業者等に対し、台風等による風水害や寒波に備えていただくこと、被害発生時の情報提供や緊急連絡体制の再確認について要請している。

地震や水害等の災害対応については、日ごろからの災害対応体制の設定や応急対策に必要な資料の準備、訓練等の「事前対策」と、発災時の迅速な応急給水、応急復旧及び応援体制の構築といった「事後対策」とがそれぞれ重要である。

厚生労働省では水道事業者等が危機管理対策マニュアルを作成する際の参考となるよう、各災害事象に対応する「危機管理対策マニュアル策定指針等」をとりまとめており、令和2年度には一部の指針について改訂作業を行っている。水道事業者等におかれては、これを活用した具体的・実践的なマニュアル作成と、マニュアルに基づく訓練の定期的な実施やマニュアルの点検・検証、必要に応じた改定をお願いする。加えて、被災後の迅速な断水解消に向け、「地震等緊急時対応の手引き」（令和2年4月改定）に定める（公社）日本水道協会の支援体制について予め把握・活用を検討するとともに、他都市からの応援を受け入れるための宿舎・給食・駐車場等の確保について、あらかじめ検討するよう努められたい。また、（公社）日本水道協会において、コロナ禍での応援・受援にあたっての留意点がまとめられているので参考にされたい。

自衛隊の災害派遣要請については、自衛隊法第83条第1項において、都道府県知事等が行うことと規定されている。都道府県水道行政担当部局においては、大規模な断水が生じ、又は、生じる見込みとなった場合には、都道府県防災担当部局（危機管理部局）に対し、遅滞なく自衛隊による給水活動等の派遣要請の必要性を相談することが重要である。

今後は、首都直下地震や南海トラフ巨大地震など大規模災害に備えて、水道事業者等の単独の訓練だけでなく、日本水道協会等による広域的な訓練への参加などにより、災害への対応力を高めていくことも重要である。

政令指定都市等19都市の水道事業者等で構成される「大都市水道局大規模災害対策検討会」では、水道界全体の防災力向上につなげる取り組みとして、「大都市水道局講師派遣制度」を行っているのでご活用いただきたい。

（危機管理対策マニュアル策定指針）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/sisin.html>

または「厚労省 水道 危機管理対策マニュアル」で検索

（地震等緊急時対応の手引き）

http://www.jwwa.or.jp/info/files/jishin_kunren_04/earthquake_emergency_guide.pdf

（新型コロナウイルスの感染が懸念される状況における応援活動の留意点（まとめ））

http://www.jwwa.or.jp/upfile/upload_file_20200703001.pdf

（大都市水道局大規模災害対策検討会）

https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suidojigyo/kentokai/kinkyu_teigen/

また、東日本大震災や北海道胆振東部地震等の地震災害及び平成 30 年 7 月豪雨や令和元年度（2019 年）房総半島台風（台風第 15 号）及び東日本台風（台風第 19 号）の水道施設被害について、厚生労働省 HP にて調査報告書を公開している。

※地震関連報告書 HP：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/taishin/index.html>

※H30.7 月豪雨報告書 HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000205762_00007.html

※令和元年度（2019 年）房総半島台風（台風第 15 号）及び東日本台風（台風第 19 号）報告書 HP：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkoku/index.html>

③災害査定時の留意点

地震・台風等の自然災害により水道施設が被害を受けた場合には、その復旧について災害復旧費国庫補助金が適用となる場合があるが、事前に財務省立会のもと調査を行い、採否を決定することとなる（災害査定）。

災害査定においては、各種様式に基づく書類の提出が必要となるため、補助申請を行おうとする被災した水道事業者等におかれては、書類の作成にあたり「災害復旧費補助金交付要綱」、「災害復旧費調査要領」、「災害復旧費国庫補助金交付申請書等作成要領」、「災害復旧事業の実務に関する手引き」を熟読いただき、遺漏なく資料作成いただくようお願いする。なお、「災害復旧費調査要領」に規定のない事項については、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準ずることとしているので、必要に応じて公共土木施設災害復旧事業のハンドブックである「災害手帳」なども参照されたい。

（２）水道施設の耐震化の計画的実施

水道施設の耐震化に係る基準については、平成 18 年度から平成 19 年度にかけて検討会・審議会を重ね、その検討結果を反映した施設基準省令の改正を平成 20 年 3 月に公布、同年 10 月に施行した。この改正により、水道施設の重要度を 2 つに区分し、それぞれが備えるべき耐震性能の要件を明確にしている。

管路を更新する際、布設する管路はこの要件が適用されるため、水道事業者等におかれては、更新時の管路の管種の選定について、管路の重要度や埋設環境等に応じ、所要の耐震性能を備えたものとするようお願いしたい。その際、平成 20 年 4 月 8 日水道課長通知「水道施設の耐震化の計画的実施について」において、耐震性能が特に低い石綿セメント管について、遅くとも概ね 10 年以内に転換を完了するよう要請したものの、令和 2 年度末時点で約 3,485km が残存している状況にあるため、特に石綿セメント管が残存している水道事業者等は、早期解消に努めるよう改めてお願いする。なお、撤去作業にあたっては、石綿障害予防規則等を踏まえ、「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（情報提供）」（令和 2 年 9 月 2 日付け事務連絡）などを参照の上、適切に対応されたい。

既存施設については、全ての水道施設を直ちに省令に適合させることが困難であると

いう実情を考慮し、当該施設の大規模の改造の時までは、改正後の規定を適用しないとの経過措置が置かれているが、既存施設についても、地震が発生した場合に被害を抑制することが重要であり、できるだけ速やかにこれらの基準に適合させることが望ましい。

また、既存施設については破損した場合に重大な二次被害を生じるおそれが高い施設や影響範囲が大きく応急給水で対応できないことが想定される重要な施設などについては、早期に耐震化が完了することが重要である。新水道ビジョンでは、水道事業者は自らの給水区域内の重要な給水拠点を設定し、当該拠点を連絡する管路、配水池、浄水場の耐震化を完了させることを当面の目標としており、水道事業者におかれては、重要給水拠点を連絡する施設の計画的な耐震化の実施をお願いする。

また、平成 23 年 10 月 3 日の水道法施行規則の一部改正により、規則第 17 条の 5 において規定されている、水道事業者が需要者に対して行うべき情報提供の項目に「水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項」を追加している。水道利用者の理解の一助となるよう、水道事業者におかれては年 1 回以上、水道の耐震化に関する情報提供を行う必要があるので、耐震化の推進に向けたより効果的な情報発信に努めて頂くようお願いしたい。

平成 25 年度において、東日本大震災における管路被害を調査・分析し、今後の管路耐震化のための最新の判断材料を整理するとともに、管路の耐震化に向けて水道事業者等が取り組むべき事項を「管路の耐震化に関する検討報告書」に取りまとめ、平成 26 年 6 月に公表しているので、水道事業者等においては、喫緊の課題である管路の耐震化にあたり、同報告書の内容を参考とし、既存管路の更新に係る優先順位付け、管路の耐震化に供する管種・継手の選定等を、各事業の実情を考慮しつつ適切かつ効率的に行って頂くようお願いしたい。

さらに、水道事業者等がそれぞれの水道の状況に応じて計画的に耐震化施策を推進する上で活用できるよう「水道の耐震化計画等策定指針」をとりまとめ、水道事業者等におかれては、本指針を参考として、耐震化計画の策定やさらなる内容の充実を図るようお願いする。また、これに併せて「水道の耐震化計画策定指針・資料編」、「水道の耐震化計画策定ツールの解説と計画事例」及び「水道の耐震化計画策定ツール(簡易ソフト)」、病院等の重要給水施設に至る管路の耐震化にかかる「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」を提供しているので、これらも積極的に活用されるようお願いする。

(水道課長通知「水道施設の耐震化の計画的実施について」)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/tuuchi/dl/ks-0408002.pdf>

(石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について (情報提供))

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000722337.pdf>

<別添>

- ・通知 (基発 0804 第 5 号) 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000722338.pdf>
- ・リーフレット (発注者向け) <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000722341.pdf>

(「管路の耐震化に関する検討報告書」)

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/taisinkahoukokusyo6_27.pdf

(「水道の耐震化計画等策定指針」)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000089462.pdf>

(「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000166060.pdf>

(3) 基幹水道施設の耐震化の状況

令和3年度末時点の基幹管路(導水管、送水管及び配水本管)と基幹施設(浄水施設と配水池)の耐震化に係る状況調査を行った。全国の基幹管路の耐震適合率は41.2%(前年比0.5%減)、基幹施設においては浄水施設で39.2%(同1.2%増)、配水池で62.3%(同1.5%増)であったが、依然として十分に耐震化が進んでいるとは言えない状況である。

南海トラフ地震や首都直下地震など、今後の発生が想定される大規模自然災害に対し、被害の軽減を図るためには水道施設の耐震化が喫緊の課題である。水道事業者等においては、今後も引き続き、水道施設の耐震化に向けたより積極的な対応をお願いする。

(耐震化の状況に関する報道発表)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16436.html

また、重要給水施設の選定状況及び重要給水施設に至る管路の耐震化状況を調査したところ、令和元年度末時点で基幹管路における耐震適合率は48.0%となっており、全ての基幹管路を対象とした数値(同年40.7%)に比べて、7.3ポイント高い値であった。重要給水施設を選定できていない水道事業者におかれては、早急を選定するとともに、当該施設に至る管路の耐震化について計画的に取り組むようお願いする。

なお、本調査の数値は新水道ビジョンで掲げた当面の目標の進捗状況を示す指標であり、次年度以降も調査を継続し、HP等で公表していく予定である。

(令和元年度重要給水施設管路の耐震化に係る調査結果)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000692425.pdf>

また、施設の耐震化に加え、発災時にも継続して給配水が可能となるよう非常用発電設備の整備を行うとともに、断水した場合に備え、防災部局と連携して、耐震性貯水槽等の拠点給水施設の整備を行うことが重要である。なお、水道水源開発等施設整備費国庫補助金により非常用発電設備を、生活基盤施設耐震化等交付金により、貯留機能を合わせ持つ送配水管(耐震性貯水槽)を事業の対象としているので活用していただきたい。

(4) 水害に関する防災・減災対策の取組について

平成 30 年 7 月豪雨災害や令和元年東日本台風において水道施設に浸水被害が発生したところであり、浸水災害対策については着実に取り組んで行く必要がある。

厚生労働省では、水道事業者等における浸水災害対策の検討に資するよう、全国の水道事業者等を対象に浸水災害対策に関する取組事例の調査を実施（令和 2 年 1 月 17 日付事務連絡）したところであり、浸水想定区域に位置する水道施設を管理する水道事業者等におかれては、当該取組事例を参考にしつつ詳細な検討を進めるなど、取組を推進していただくようお願いする。

（５）防災・減災、国土強靱化のための 5 年加速化対策

国では、南海トラフ地震や首都直下地震など、発生が想定される大規模自然災害に対して強靱な国づくりに関する取組として、国土強靱化基本計画及び国土強靱化アクションプラン 2021 を策定し、水道においては基幹管路の耐震適合率を 2028 年度末までに 60%以上に引き上げる目標を掲げている。

さらに、近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震が切迫している状況等を踏まえ、3 年間で特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策をとりまとめた「防災・減災、国土強靱化のための 3 年緊急対策」（以下、「3 年緊急対策」という。）の推進に引き続き、耐災害性強化対策等の更なる加速化・深化を図るため、政府全体で「防災・減災、国土強靱化のための 5 年加速化対策」（以下、「5 年加速化対策」という。）を策定した。

5 年加速化対策では、基幹管路の耐震適合率を 2025 年度までに 54%以上、2028 年度末までに 60%以上に引き上げる目標を達成するため、3 年緊急対策で定めた耐震化のペース（例年の 1.5 倍）を維持するとともに、浄水場・配水場の耐震化率を 2025 年度までにそれぞれ 41%以上（令和元年度：32.8%、令和 3 年度：39.2%）、70%以上（令和元年度：58.6%、令和 3 年度：62.3%）に引き上げるという地震対策に加え、2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場に対し、自家発電設備の設置等の停電対策実施率を 2025 年度までに 77%以上（令和元年度：67.7%、令和 3 年度：72.7%）、土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策実施率を 2025 年度までに 48%以上（令和元年度：42.6%、令和 3 年度：46.9%）、防水扉や止水堰の設置等の浸水災害対策実施率を 2025 年度までに 59%以上（令和元年度：37.2%、令和 3 年度：42.0%）引き上げる対策に取り組むこととしている。

以上の状況に鑑み、令和 3 年 2 月 2 日付け薬生水発 0202 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知「水道における『防災・減災、国土強靱化のための 5 年加速化対策』の実施について」により、水道事業者等に対して以下の対応をお願いするとともに、5 年加速化対策として集中的な対策が必要と位置づけられた水道施設を管理する水道事業者等に対しては、今後、対策の実施に関する進捗状況の調査を行う予定である。

- ・ 5 年加速化対策の趣旨を踏まえ、水道施設の停電・土砂災害・浸水災害対策等の耐災害性強化対策及び管路の一層の耐震化対策を施設整備計画等に位置づけるなど、引き続き水道施設の強靱化に関する取組を進めること。

- ・令和3年度補正予算において、5か年加速化対策の推進を図るための水道事業者等に対する財政支援の拡充及び必要な予算の計上を図ったところであり、これら財政支援の活用も検討すること。

(「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/5kanenkasokuka/index.html

(水道課長通知「水道における『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』の実施について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000732372.pdf>

(6) コロナ禍における事業継続等について

①新型コロナウイルス感染症にかかる事業継続の取組状況

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」(令和2年1月31日付け事務連絡)や「オミクロン株の感染流行に対応した水道事業運営の維持・継続について」(令和4年1月20日付け事務連絡)等により、各水道事業者等に対し、国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な水道水を供給する主体として、水の供給に支障が生じることのないよう、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策の徹底のほか、感染者発生時における要員の確保、多くの職員等が罹患した場合を想定した継続すべき優先業務の絞り込み、必要な物資の事前の確保等、事業継続にあたり、「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン(改訂版)」(平成21年2月厚生労働省健康局水道課)に準じた対応をお願いしているところである。

厚生労働省において全国の水道事業者等を対象に実施した調査では、令和4年3月時点で事業継続計画の策定率は上水道事業者等における全体の約6割となっている。給水人口が5万人以上の事業者の策定率が8割を超えている一方で、給水人口が0.5万人未満の事業者の策定状況は約3割にとどまる等、給水人口が少ない事業者ほど策定が遅れている状況である。各水道事業者等におかれては、引き続き、感染防止対策や「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン(改訂版)」に準じた必要な対応を進めていただくようお願いする。また、事業継続計画を策定していない水道事業者等におかれては、新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針を参考に、速やかに策定に取り組むようお願いする。

(水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン(改訂版))

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/dl/090223-1a.pdf>

(新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/dl/101130-03.pdf>

②水道料金の支払い猶予等に関する取組状況

令和2年3月18日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「生活不安に対応するための緊急措置」が決定されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」（令和2年3月18日付け薬生水発0318号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）を発出し、一時的に水道料金の支払に困難を来している者を対象として、その置かれた状況に配慮した支払い猶予等の対応や料金未払いによる機械的な給水停止の回避等、柔軟な措置の実施を検討いただくよう依頼した。

また、令和2年度補正予算に計上された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下、「臨時交付金」という。）においては、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、原則として、地方公共団体が徴収する水道料金をはじめ公共料金の減免について、一般会計から公営企業会計への繰出に対して臨時交付金の対象とする旨、内閣府地方創生推進室から示され、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業に対する財政支援について」（令和2年5月19日付け薬生水発0519号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）を発出し、水道事業者に対して周知した。

さらに、令和3年1月22日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策の全体像」がとりまとめられたことを受け、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金の支払猶予等の柔軟な措置の実施及び水道利用者への周知等について」（令和3年1月25日付け薬生水発0125第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）を発出しており、各水道事業者に対し、支払い猶予等の対応や料金未払いによる機械的な給水停止の回避等、柔軟な措置の実施を検討いただくようお願いしている。

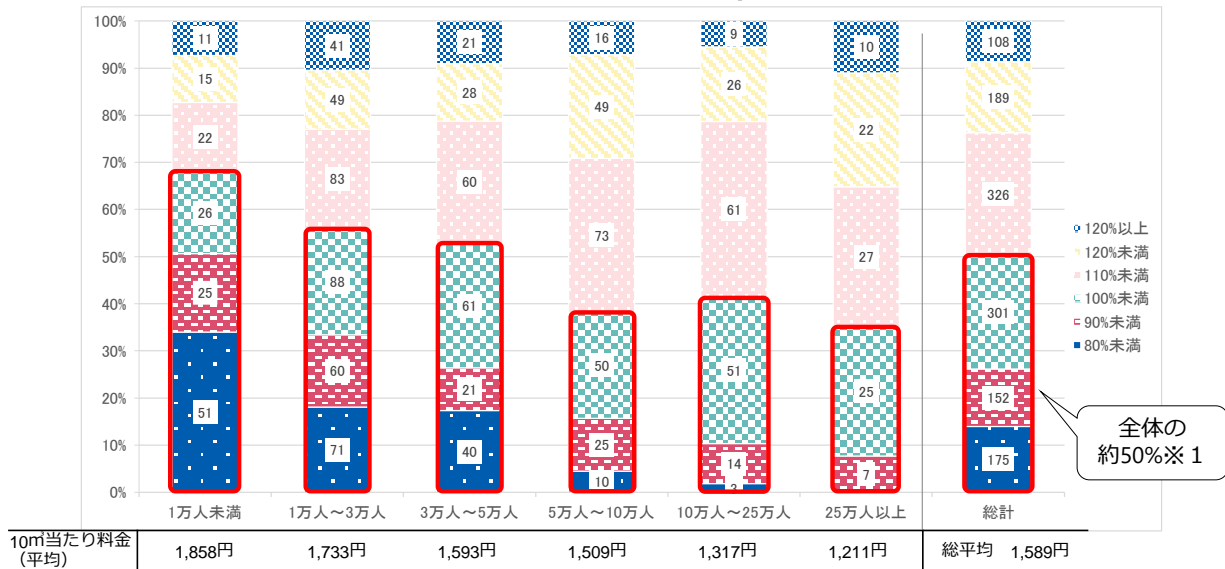
厚生労働省では、各水道事業者による支払い猶予等の措置の実施状況について令和2年3月以降、定期的に調査を実施しており、令和4年12月15日を回答基準日として実施した第16回調査（1,263事業者から回答）の結果、支払い猶予を実施している水道事業者は約69%、支払い猶予額は累計約55億円であった。また、減免を実施している水道事業者は約17%、減免額は累計約971億円であった。

各水道事業者におかれては、料金回収率(下表参考)に、新型コロナウイルス感染症対応の料金減免等の影響があると考えられることにも留意しつつ、必要に応じて検討いただくようお願いする。

2. 適切な資産管理について
 ～水道事業の経営状況～

・ 小規模な水道事業者ほど経営基盤が脆弱で、給水原価が供給単価を上回っている（＝原価割れしている）。

上水道事業の料金回収率（供給単価/給水原価）



※1 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応の料金減免等の影響があると考えられる（参考：令和元年度約40%）
 ※2 上記は上水道事業者1,251事業者（簡易水道を含まない）を対象（「令和2年度 地方公営企業年鑑」より作成）

65

(7) その他危機管理対策について

①健康危機管理の適正な実施並びに危機管理情報の提供について

各都道府県及び水道事業者等におかれては、令和2年2月27日に一部改正した厚生労働省水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成25年10月25日付け健水発第1025第1号）により、①「飲料水健康危機管理実施要領」により引き続き危機管理の実施をお願いするとともに、②風水害、地震等の自然災害や一定規模以上の事故等による水道施設への被害及び水質事故等に関して、所定の様式、方法にて厚生労働省への報告をお願いする。

（水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/index.html>

②危機管理対策マニュアル策定指針について

地震や風水害等の自然現象及び水質汚染事故、施設事故等の人為的な原因により災害が発生した場合、被災水道事業者等は、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に継続し、サービスレベルを一定以上に保つため、かつ、諸活動を迅速かつ的確に

行うためには、各水道事業者等が規模・地域特性に応じた適正なマニュアルを事前に作成しておくことが不可欠である。

「危機管理対策マニュアル策定指針」策定当初から、10年余の歳月が経過し、その間に平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)や平成28年(2016年)熊本地震、平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年1月の西日本一帯における寒波、平成30年7月豪雨などの大規模災害や施設事故を経験しており、今後もこのような大規模災害等が発生する可能性が高く、水道事業者等は、よりの確に対応することが求められることから、上記の大規模災害等発生時の対応から顕在化した課題、知見等を反映することにより、更に実働的な危機管理対策マニュアルを策定するために改訂を行った。

また、各種災害・事故等の危機管理対策マニュアル策定にあたり、効率的にその概要及び作成方法について理解を深めつつ、作業が可能となることを目的に、危機管理対策マニュアル策定指針類のうち、共通部分となる災害対策の基本条件を整理し、とりまとめた「危機管理対策マニュアル策定指針【共通編】」を策定した。各水道事業者等におかれましては、ご参考にされたい。

なお、国土強靱化年次計画2020において、「危機管理マニュアルの策定率」が2023年度末までに100%に引き上げる目標が掲げられており、マニュアル未作成の水道事業者等におかれては、危機対応を円滑に処理するため、「危機管理対策マニュアル策定指針【共通編】」や各種マニュアル策定指針を参考に、マニュアル策定に取り組まれない。

(危機管理対策マニュアル策定指針)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/sisin.html>

③テロ対策

不特定多数の人間や公共の建物、施設を攻撃し、社会生活を麻痺させるテロリズムは、市民生活や都市活動にとって危機であり、社会基盤の一翼を担う水道は、その対策を充分検討しておく必要がある。水道事業者等におかれては、テロ対策の重要性を認識し、地域の実情に応じたテロ対策の実施を着実に進めるようお願いする。

特に、テロ対策マニュアルを未だ策定していない水道事業者等におかれては、早急に整備を進め、事件発生に備えた事前対処及び事件発生時の対処を早急に行うことができる体制整備を講じるようお願いする。

(テロ対策マニュアル等策定指針(改訂版))

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000753918.pdf>

④新型インフルエンザ対策

ア 新型インフルエンザ対策マニュアルについて

新型インフルエンザ発生時においても最低限の国民生活を維持できるよう、水道事業者等は社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必

要がある。「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号）第 52 条では、水道事業者等である地方公共団体は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの都道府県や市町村の行動計画で定めるところにより、水の安定的かつ適切な供給のための措置を講じなければならないとされている。

そのため、各事業者においては、それぞれの都道府県や市町村の行動計画の策定等に協力するとともに、新型インフルエンザに対応した事業継続計画（BCP）を策定し、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、応援要員リストの作成等を事前に行っておくなど、適切な新型インフルエンザ対策を推進していただくようお願いする。

（新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/dl/101130-03.pdf>

イ 予防接種（特定接種）について

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対し実施される予防接種（特定接種）については、水道水を安定的・適切に供給するという社会的役割を果たすため、浄水管理、導水管理若しくは送水管理若しくは配水管理、水道施設の故障若しくは障害対応又は水質検査といった国民生活の維持に最低限必要な業務の従事者を対象に、登録できることになっており、外部事業者の職員が登録申請事業者に常駐して不可分一体となっている場合は、その職員も登録申請事業者の登録対象業務の従業者数に含むことができるとされている。なお、登録にあたっては、産業医を選任していること、業務継続計画を作成していることを要件として、従事者の業務内訳を明らかにすることになっている。

特定接種の登録は、平成 28 年度から「特定接種管理システム」で実施しており、平成 29 年度に対象事業者登録の確定通知及び厚生労働省 HP で公表し、平成 30 年度に登録情報の更新・変更を行った。令和元年度から新規申請の受付を実施しており、新規申請を予定している水道事業者等におかれては、適宜、対応をいただきたい。

なお、ワクチンはあくまで業務継続のための支援ツールの 1 つに過ぎず、特定接種の実施の要否や、実際の接種の対象となる業種、配布されるワクチン数なども、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部にて決定されることになるため、登録されたことをもって特定接種を受けられる訳ではないことにはご留意願いたい。

（参考）

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」（平成 28 年 4 月 13 日付け事務連絡）

（特定接種（国民生活・国民経済安定分野）について）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>

⑤水道分野におけるサイバーセキュリティ対策について

近年、厳しい安全保障環境や地政学的な緊張の高まりもあり、サイバー空間が国家間の争いの場となっている。こうした中、社会的に大きな混乱を発生させるものとして、世界各国において、国家の関与が疑われるものを含め、基幹インフラ事業を対象とするサイバー攻撃事案が多数発生している。（例えば、2021年2月に、アメリカのフロリダ州にある人口約1万5000人のオールズマー市において、市の水処理システムにハッカーが遠隔で侵入し、水道水のpH調整等に用いる水酸化ナトリウムの量を100倍以上とする（未遂）事案等が発生。）

昨今の情勢を踏まえると、我が国でもサイバー攻撃事案のリスクが高まっていると考えられる。例えば、令和4年3月1日付けにて内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、厚生労働省を含めた関係省庁より『サイバーセキュリティ対策強化について（注意喚起）』が発出されたところである。

水道事業者等における情報セキュリティ対策については、変化する社会環境や複雑・巧妙化するサイバー攻撃の趨勢等を踏まえて、政府のサイバーセキュリティ戦略本部において策定された「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画（平成29年6月）」や「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針（第5版）（平成30年4月）」等をもとに、平成31年3月29日に「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第4版）」を公表しているので、水道事業者等におかれては、これを参考に引き続き取組を進めていただくようお願いする。

令和4年6月17日には、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」を基本としつつ、重要インフラ分野全体として今後の脅威の動向、システム、資産を取り巻く環境変化に適確に対応できるようにすることで、官民連携に基づく重要インフラ防護の一層の強化を図るべく、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」が新たに策定された。これに併せて「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第4版）」の改定を検討するほか、水道分野に特化したリスクアセスメント様式、インシデント報告・対処体制の整理・可視化資料及び実践的な訓練シナリオを作成し、配布する予定である。

一方、行動計画には、重要インフラサービスを維持する観点から必要に応じて情報セキュリティ対策を関係法令等の保安規制に位置づけることが掲げられている。そのため、水道施設におけるサイバーセキュリティ対策を強化する観点から、水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正し、令和2年4月1日に施行された。水道事業者等におかれては、引き続き省令に則したサイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じられたい。

また、水道分野におけるサイバーセキュリティ対策について、令和4年度に厚生労働省のウェブページを開設したので、ご参考にされたい。

（水道分野における情報セキュリティガイドライン（第4版））

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000502067.pdf>

(水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000553307.pdf>

(水道分野におけるサイバーセキュリティ対策)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/sisin.0005.html>

5. 経済安全保障について

近年の厳しい安全保障環境や地政学的な緊張の高まりは、サイバー空間にも影響を及ぼしている。例えば、米国のパイプライン事業者の管理システムに対するサイバー攻撃により全パイプラインの操業が停止した事案など、国民生活や経済活動の基盤となるインフラ事業に対してサイバー攻撃が行われた事案は多く生じている。サイバー攻撃の中には国家を背景とした形で行われるものもあり、インフラ事業に対する、組織的かつ洗練されたサイバー攻撃の脅威が増大している。

インフラ事業者は、他の事業者から設備の導入を行い、又は他の事業者に委託して設備の維持管理や操作を行わせる場合がある。インフラ事業者が利用する ICT 機器の高度化やそのサプライチェーンの複雑化・グローバル化を背景に、サプライチェーンの過程で不正機能が埋め込まれる可能性や、機器の脆弱性に関する情報がインフラ事業者の意図に反して共有される可能性等が高まっており、これらは、我が国の外部から、役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれを増大させている。

こうした状況を踏まえると、我が国の安全保障を確保するためには、インフラ事業者が設備の導入等を行う前に、政府が当該設備の導入等に伴うリスクを把握し、我が国の外部から行われる妨害行為の手段として使用されるおそれが大きい場合には、そのリスクを低減させ、又は排除する必要がある。このような背景の下、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）が令和 4 年 5 月 11 日に成立し、同月 18 日に公布されている。

経済安全保障推進法第 3 章は、設備の導入又は維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為を未然に防止するため、水道を含めた基幹インフラにおいて重要設備の導入・維持管理等の委託を行う際等に、国による事前審査等を設ける制度である。

一方で、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」（令和 4 年 9 月 30 日閣議決定）において、本制度の対象については、事業者等の負担に鑑み、安全保障を確保するために真に必要な範囲に限定するなど、事業者等の経済活動の自由を不当に阻害することのないようにすることとされている。

特定社会基盤事業者の指定基準等は、主務省令（水道事業及び水道用水供給事業においては、厚生労働省令）により定めることとなるが、現時点においては、指定基準として、水道事業者においては給水人口 100 万人超、水道用水供給事業者においては一日最大給水量 50 万³超といった規模の事業者を想定している。指定基準以外の特定重要設

備や制度運用のための手続きの詳細については、今後閣議決定される「特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針」の考え方を踏まえつつ、水道事業者等の声を伺いながら丁寧に検討を進めていきたいと考えている。引き続き、ご理解ご協力をお願いしたい。

(参考1)

内閣府 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(経済安全保障推進法) (令和4年法律第43号)

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/index.html

(参考2)

経済安全保障法制に関する有識者会議(令和4年度～)開催状況等

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/4index.html

(※特に令和5年2月8日開催 第5回の資料6～8を参照のこと)

6. 水道施設整備費に係る予算等について

(1) 令和5年度水道施設整備関係予算

水道施設の整備に係る令和5年度予算案については、他府省計上分と合わせて、372億円を計上し、令和4年度第二次補正予算と令和5年度予算案を合わせた施設整備費の総額は742億円となっている。

これらのほか、東日本大震災の災害復旧費については、各自治体の復興計画で、令和5年度に予定されている施設の復旧に必要な経費について財政支援を行うため、復興庁に2.5億円を一括計上している。

(2) 令和5年度予算案・令和4年度補正予算における制度改正案等

①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について

令和4年度補正予算案では、371億円を計上しており、近年激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対応等について更なる加速化・深化を図るため、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か年加速化対策」という。)に基づき、水道施設の停電・浸水災害・土砂災害対策及び耐震化対策を推進するために必要な経費等を計上している。水道施設の耐災害性強化を推進するため、各都道府県におかれては、管下の水道事業者等に幅広く活用していただけるよう、働きかけをお願いする。また、各水道事業者等におかれては、5か年加速化対策の趣旨を踏まえ、引き続き水道施設の強靱化に関する取組を進めていただくようお願いする。

②生活基盤施設耐震化等交付金等による支援策の拡充案について

令和5年度当初予算案においては、生活基盤施設耐震化等交付金等の支援策を拡充し、水道の基盤強化を図ることとしている。具体的な拡充内容は以下のとおりである。

1. 管路の複線化に対する補助対象事業

大規模地震による災害等に備え、水の供給のバックアップ体制を確保するため、災害等で破損した際に広範囲に影響を与えることとなる河川を横断する導水管及び送水管の複線化事業について、新たに補助対象とする。

2. PFOS、PFOA による水道水源の汚染に対処するための補助制度の拡充

通常の浄水処理（凝集・沈殿・ろ過）では除去できないPFOS、PFOAを除去するための粒状活性炭処理施設等の高度浄水処理施設の導入や代替水源施設の整備を新たに補助対象とする。

3. コンセッション（公共施設等運営権）方式を含めたPFI導入支援のための補助制度の改正

令和5年度までの時限事業を令和10年度まで延長するとともに、コンセッション方式を含めたPFIを導入するための調査、検討及び計画作成等に要する費用について、5千万円を上限に定額補助とする。

4. 離島振興対策実施地域等における上水道事業者が実施する施設整備に対する補助制度の拡充

離島振興対策実施地域及び奄美群島においては、厳しい地理的条件の下にあるため、他の地域と比べて事業費が大きくなることを踏まえ、上水道事業者が行う水道施設の耐震化、海底送水管及び高度浄水施設の整備等に関する事業について、補助率を1/2に引き上げる。

（3）水道施設整備費の執行について

水道施設整備に係る補助金・交付金については、引き続き適正な執行をお願いしたい。特に、生活基盤施設耐震化等交付金については、厚生労働省から都道府県に対して交付金を交付し、都道府県が取りまとめた生活基盤施設耐震化等事業計画に基づく事業または事務の実施に必要な経費に充てられるものであるということを踏まえ、生活基盤施設耐震化等事業計画の策定に当たっては、都道府県において水道事業者からの申請内容について、交付金の採択基準に適合しているかを含め、事業の妥当性等を確認した上で、適切に申請手続きを行うようお願いする。

また、昨年度に国庫補助事業が未完了にも関わらず、事業が完了したものとして実績報告書を作成して補助金を受領していたということが発覚し、補助金の一部返還に至った事案があった。都道府県及び水道事業者等におかれては、補助事業の執行に当たり、補助金等適正化法や各補助金・交付金の交付要綱等を十分に確認し、事業の進捗管理及び完了検査等を適切に行った上で実績報告書を提出していただくようお願いする。

7. 認可等について

(1) 事業認可等に係る留意事項

水道法に基づく事業（変更）認可又は届出（以下「認可等」という。）、及び事業の休止又は廃止（以下「休廃止」という。）については、令和元年9月30日付けで改訂した「水道事業等の認可等の手引き」（以下「手引き」という。）において、認可等及び休廃止に際しての留意事項及び申請書審査上の基本事項を示し、厚生労働省の基本的な考え方について周知を行っている。この手引きに十分留意しつつ、地域の実情、歴史的な沿革等、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組みたい。

認可等及び休廃止の申請にあたり厚生労働省との間で行われる事前協議に要する期間には、十分に余裕をもって取り組んでいただくようお願いする。なお、申請及び届出に係る様式は水道課 HP からダウンロードが可能である。

○水道事業等の認可等の手引き URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000646930.pdf>

○認可等の申請及び届出に係る様式 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000553242.zip>

認可等における事業計画の検討にあたっては、目標年次までの適正規模を踏まえた取水施設、浄水施設、配水施設の合理的な規模と配置の計画がなされ、過大すぎる施設を漫然と抱えることのないよう、十分な検討をお願いする。

特に、水道用水供給事業から受水する水道事業者（以下「受水事業者」という。）にあつては、受水計画と自己水源取水計画との関係性が不合理とならないよう、十分に調整のうえ、計画取水量を算出されたい。

さらに、広域連携や簡易水道統合等に係る案件を申請する水道事業者等にあつては、認可及び許可権者である厚生労働省と都道府県の間で手続きの連携が必要となるケースがあるので、十分留意していただきたい。

①認可制度における事業規模の見直しについて

近年の水需要は、給水人口の減少等により低下傾向にあり、施設規模を縮小させる事業計画も検討する必要性が生じている。事業計画は、従前の拡張、増量を目的とした施設整備から、適正規模での施設の再構築による更新や耐震化を含めた強靱な水道整備のあり方を盛り込んだ内容へと転換していく時期にある。

水道事業の認可制度は、認可された給水区域、給水人口及び給水量の範囲内において事業の経営を行う権限を付与したものと解されており、事業の変更認可は水需要等が増加する場合に受ける仕組みが取られ、給水に支障のない範囲において、水道事業者が当面の給水量、給水人口等を認可値よりも小さく設定して事業を運営することは差し支えないとされている。

水道事業者等においては、水需要や更新需要等の長期的な見通しを踏まえ、地域の実情に応じ、水の供給体制の適切な規模への見直し（施設の統廃合を含む）について検討を進めていただくようお願いする。なお、ダウンサイジング（浄水場、水源等の休止・廃止等）に伴う事業の変更については、変更認可を要しない場合があり、変更認可等の条件の詳細については、手引きをご確認いただくようお願いする。

②認可等における水需要予測の簡素化について

認可等の際には、水需要予測等に基づいて事業規模が設定され、事業計画が立てられている。厚生労働省では、その事業計画が確実かつ合理的であることを確認するため、水需要予測の妥当性に係る審査等によりその事業規模が合理的であることについて確認しているところであるが、前回の需要予測の確認等の申請年度から10年以内であること等の一定の条件に該当する場合には、予測のための作業重複を避けるため、水需要予測を「簡素化」できるとしている（平成22年3月25日事務連絡）。

また、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に基づき、平成28年度以降の認可等にあたっては、給水区域の拡張に係る認可等の際においても一定の条件に該当する場合には水需要予測を簡素化できるとし、手引きを改訂している（平成28年3月28日事務連絡）。

なお、「簡素化」の取り扱いについては、前回認可等の水需要予測の結果を「そのまま」用いることとしているところであるが、前回認可等の水需要予測の結果から、僅かな修正が必要な場合もありうることから、「そのまま」用いるのみでなく、前回認可等の水需要予測に、社会的要因や予測と実績の僅差分を補正する等して、新たな水需要予測とする場合についても、「簡素化」として取り扱うこととしているので、ご留意いただきたい。

③軽微な変更及び全部譲り受けのいずれにも該当する場合の手続きについて

水道法第10条第3項では、第1項第1号（その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき）、第2号（その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき）のいずれかに該当する場合には、事業の変更の認可を要しない軽微な変更による届出（以下「届出」という。）を行うことを規定している。上記の各号の両方に該当する場合については、制度の創設時に想定されていなかったものの、近年、その事例が生じている。このため、両方に該当する場合についても届出として取り扱うこととする。ただし、法第10条第1項第1号に該当する変更が複数に及ぶ場合には、従来どおり事業の変更の認可を要することとして取り扱う。

④分水及び区域外給水への対応について

他の水道事業者への浄水の分水及び他の水道事業の給水区域内の需要者への区域外給水（以下「分水等」という。）は、水道法上の責任の所在が不明確であるため、分水等により給水を受けている需要者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されてい

ない。よって、分水等の関係水道事業者においては、当該需要者に支障を生じさせないことを前提に、分水等の解消に向けて計画的に取り組むことが必要である。

分水等の解消方策として、①分水等を行う水道事業者における水道用水供給事業の創設、②分水等を行う水道事業者における給水区域の拡張、③分水等を受ける水道事業者から分水等を行う水道事業者への第三者委託、④分水等の関係水道事業者における水道事業統合等が考えられる。

それぞれの事案によって、地理的条件や水道事業の形態等が当然異なるため、分水等に係る諸般の状況等を勘案した上で、関係者間で十分調整・協議し、各事案に応じた最適な方策を検討する必要がある。

なお、第三者委託制度の活用により対応した事例を説明資料に示しているのもので、参考にされたい。

⑤水道台帳の提出について

認可等を申請する際、水道事業者等（簡易水道事業除く）においては、申請した厚生労働大臣又は都道府県知事に対して、水道台帳（2部）の提出を求めているところである。（下記の参照通知にて提出をお願いしている。）

提出された水道台帳については、大臣認可又は都道府県認可であることに関わらず、厚生労働省及び都道府県で1部ずつ保管することとしているところであり、引き続きご留意いただきたい。また、都道府県においては、都道府県に提出された認可等に係る水道台帳について厚生労働省に速やかに送付するようお願いする。

《参照通知》

- ・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の留意事項について」（平成12年3月31日付け水道整備課長通知 衛水第19号）
- ・「改正水道法の施行について」（平成14年3月27日付け水道課長通知 健水発第0327004号）

⑥事業の休廃止に係る手続き及び許可基準について

法第11条の事業の休廃止の許可に関する手続き及び許可基準を厚生労働省令で定めしており、地方公共団体以外の水道事業者（その給水人口が五千人を超えるものに限る）は、事業の休廃止の許可の申請に際して、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならないこととされている。

休廃止の許可基準については、省令において「事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ法第十一条第一項の許可をしてはならない」とし、手引きにおいて、休廃止の許可に際しての留意事項及び審査上の基本事項を示しているのご確認いただくようお願いする。

都道府県においては、認可等に係る審査や手続きの際、貴管下の水道事業者等に対し、水需給計画、施設計画、財政計画が十分な客観性、合理性を有しているか等について適

切な指導、助言をお願いする。

なお、法第 11 条の事業の休廃止の許可は、認可された給水人口や給水量の一部を休廃止することも可能であるため、事業計画等の見直しの際には、本規定を柔軟にご利用いただきたい。

○事業の休廃止に係る手続き及び許可基準 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000573621.pdf>

《参照通知》

・「改正水道法等の施行について」

(令和元年 9 月 30 日付け水道課長通知 薬生水発 0930 第 1 号)

⑦新型コロナウイルス感染拡大時期後に水需要予測を行う際の留意点について

新型コロナウイルスの影響が使用水量の変化に影響を及ぼし得るものかどうかについては、事例収集をしつつ、その影響や使用水量の変化を注視しているところである。

地域によっては、新型コロナウイルス感染拡大時期以降に短期的に使用水量の変化が見られる事例も散見される。そのような変化が見られた際には、地域毎にコロナウイルスの感染拡大状況や生活動態、業務動態が異なることから、地域の特性、実態に合わせて、使用水量の変化に対して考察を行っていく必要があると考えている。

新型コロナウイルス感染拡大時期以降に、使用水量に変化があった際には、新型コロナウイルスによるものかどうかを見極めつつ、その変化の考察や水需要予測を行うようお願いする。判断に迷うことがあれば、厚生労働省水道課に相談されたい。

(2) 事業評価の適正な実施

水道施設整備事業の事業評価については、平成 23 年 7 月に「水道施設整備事業の評価実施要領」、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」及び「独立行政法人水資源機構事業評価実施細目」を改正するとともに、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切、容易に事業評価を行えるよう、「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を策定している。

厚生労働省は、事業者から報告された評価の内容を確認し、必要に応じて修正することとなっているが、修正内容によっては、第三者から再び意見を聴取した上で調整する場合があります。事業者が評価の内容をとりまとめるにあたっては、事前に厚生労働省と調整することをお願いしてきているところである。引き続き厚生労働省との事前調整には、十分な時間を確保していただきたい。

また、事業評価における費用対効果分析については、「水道事業の費用対効果分析マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を策定し、適宜、改訂による内容の充実を図り、これを参考に評価を実施することとしている。直近では、平成 29 年 3 月に総務省の公共事業に係る政策評価の点検結果を受け、算定事例編及び資料編の内容の一部を改

訂している。引き続き、事業評価の適切な実施と、実施過程の透明性の一層の確保・向上が必要であるので、十分留意していただきたい。

なお、平成 26 年度補正予算から創設された生活基盤施設耐震化等交付金に係る水道事業の評価については、水道施設整備事業の評価実施要領等に基づく評価ではなく、「生活基盤施設耐震化等交付要綱」に基づく評価の実施が必要となるので、十分留意していただきたい。

①評価の対象事業・実施時期について

評価を実施する事業は、水道施設整備に係る国庫補助事業及び独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が実施する事業（厚生労働大臣がその実施に要する費用の一部を補助するものに限る。）とする。ただし、災害復旧に係るものは除く。

事前評価は、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業採択前の段階において実施するものとし、事業費 10 億円以上の事業を対象とする。

再評価は、原則として、事業採択後 5 年を経過して未着手の事業及び 10 年を経過して継続中の事業を対象とし、10 年経過以降は原則 5 年経過ごとに実施するものとする。

その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。具体的には、実施中事業の計画変更はもとより、評価対象事業に密に関係する上位計画や関連する計画の変更、少子高齢化に伴う人口減少や生活様式の変化による水需要の変化、評価対象事業の事業費の大幅な増加や工期の大幅な延長など、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。

なお、この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業者が行うことを基本とするが、厚生労働省が再評価の実施の必要が生じていると判断する場合は事業者に要請する。

②算定方法（年次算定法、換算係数法）の判定について

年次算定法、換算係数法による算定方法と適用事業の判定だが、水道事業の費用対効果分析マニュアルに従い、建設期間が長期（10 年以上）にわたるものについては年次算定法、それ以外の場合についても、事業の特性、建設期間等を踏まえて、それぞれの算定方法の特徴にも留意した上で、算定方法の判断を行うことをお願いしたい。判断に迷うことがあれば、厚生労働省水道課に相談されたい。

○水道事業の費用対効果分析マニュアルー本編ーP. 28 URL

https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o7_0707_m2.pdf

③公共事業に係る政策評価の点検について

総務省による公共事業に係る政策評価の点検においては、既に公表されている事業評価の費用対効果分析の結果が点検の対象となり、評価内容を見直さなければならないケースも見られる。

平成 30 年度には、厚生労働省として 9 件が点検対象となり、そのうち 4 件が便益の算出方法に関する改善の指摘を受け、評価書の修正を行っている。点検結果については、令和元年 6 月 13 日に「公共事業に係る政策評価の点検結果（平成 30 年度）について」により事務連絡を発出しているため、内容を確認されたい。

なお、総務省による公共事業に係る政策評価の点検結果については以下に一式公表されていることから、それらの内容も留意した上で、評価をお願いしたい。

総務省 HP：政策評価ポータルサイト（これまでの取組結果） URL
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/torikumi.html

④ダム事業の検証について

検証ダムに参画している水道事業者においては、検討主体から各種の要請がなされた場合において予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願いする。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、検討主体などと積極的に連携・調整を図るとともに、検証ダムのうち、本体工事に着手するダム事業においては、適切な水需要予測に基づく事業評価を実施し、水道水源開発施設整備事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の確保・向上を図るようお願いする。

令和 4 年 3 月末時点で、引き続きダム検証を実施している事業は 4 事業（木曾川水系連絡導水路、角間ダム、大島ダム、水無瀬生活貯水池）であり、参画する水道事業者等においては、引き続き、対応をお願いする。

（3）河川法協議

①水利権協議について

河川法第 23 条（流水の占用の許可）、第 24 条（土地の占用の許可）、第 26 条（工作物の新築等）、第 34 条（権利の譲渡）に該当する場合は、水道事業者から河川管理者へ申請された後、国土交通省から厚生労働省への協議がなされるが、水道事業者と河川管理者との調整に時間を要するなどし、厚生労働省への協議が遅くなる案件が散見される。

特に、河川法第 23 条（流水の占用の許可）の許可（更新）申請の協議に関して、水利権の許可期限を過ぎてから、厚生労働省への協議書が送付されることがある。安定水利権については、許可期限前に更新の申請をすれば許可期限を過ぎても不許可の処分があるまでは効力は存すると解されるが、安定水利権の更新を申請する場合、水利使用規則に定められた申請期間（許可期限の 6 ヶ月前～1 ヶ月前）のできる限り早い時期に更新許可の申請を河川管理者へ提出して頂くようお願いする。また、暫定水利権については、許可期間が短期（原則として 1 年～3 年）であり、その期限が過ぎれば効力は失効するため、暫定水利権を継続して取得する場合には、できる限り早い時期に申請を河川管理者へ提出して頂くようお願いする。

なお、水利権協議が長期に及んでおり、水道事業者以外の対応により、その処理が滞っている場合には、厚生労働省水道課から関係者に状況を確認することもできるため、そのような場合には厚生労働省水道課に相談されたい。

また、水利権申請者と河川協議者との協議において、その他協議に支障等生じた際(ex:水需要見合いでの水利権の顕著な減量を要求され協議が整わないなど)にも、厚生労働省水道課から関係者に状況を確認することもできるため、そのような場合にも厚生労働省水道課に相談されたい。

②事業統合等に伴う水利権の取り扱いについて

事業統合等を行った場合、旧事業において河川法第 23 条（流水の占用の許可）、第 24 条（土地の占用の許可）、第 26 条（工作物の新築等）により許可を得た水利権を、新事業へ受け継ぐ必要がある。その際には、河川法第 33 条（許可に基づく地位の承継）又は第 34 条（権利の譲渡）により行うこととなるが、その手続については可能な限り早い時期に河川管理者に相談していただくようお願いする。

（４）ダムの洪水調節機能強化に向けた取組

令和元年東日本台風による甚大な被害の発生等を踏まえ、緊急時において水力発電、農業用水、水道など水利用を目的とする利水ダムを含む全てのダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、令和元年 12 月 12 日に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」がとりまとめられ、この基本方針に基づき、新たに令和 2 年の出水期よりダムの「事前放流^{*}」の取組がスタートしている。

※事前放流は、水力発電、農業用水、水道等のために確保されている容量（利水容量）も活用して、河川の氾濫による被害を軽減する取組であり、通常、水が貯められている水力発電、農業用水、水道等のために確保されている容量について、台風の接近などにより大雨となることを見込まれる場合に、大雨の時により多くの水をダムに貯められるよう、河川の水量が増える前にダムから放流して、一時的にダムの貯水位を下げる放流のこと。

取組の推進に当たっては、ダム管理者及び関係利水者の理解を得て、事前放流の実施方針を含む治水協定を締結することとしている。既に、一級水系から順次、河川管理者と全てのダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者を言う）との間に協議の場が設けられ協定締結等の取組が進められてきたところである。

また、気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 31 号。通称「流域治水関連法」）が令和 3 年 5 月 10 日に公布され、一部の規定が同年 7 月 15 日に、残りの規定が同年 11 月 1 日に施行された。

本改正を受けて、河川法（第五十一条の二及び三）において利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、ダム洪水調節機能協議会を組織することが盛り込まれている。当該協議会を構成する者としてダム管理者及び関係利水者となる水道事業者等も含まれているため、関係する水道事業者等においては協力をお願いしたい。

引き続き、ダム管理者及び関係利水者となる水道事業者等にあつては、地域の実情や施設管理体制の実態等を踏まえつつ対応を検討するなど、事前放流等のダムの洪水調節機能強化に向けて取り組んでいただくようお願いする。

その際、事前放流の実施にあつての基本的事項をとりまとめた「事前放流ガイドライン（令和2年4月 国土交通省）」が策定されており、その後、令和3年7月に改定がなされている。本ガイドラインには、事前放流の基準等の設定や事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応等が記載されているため、参考にされたい。また、利水容量の活用に当たり事業等への支障が生じることのないよう、当省としても関係省庁との調整等対応していく所存であり、不明点等があれば当課まで問合せいただきたい。また、必要な調整にあつては「ダム洪水調節機能協議会」のような協議の場も有効にご活用いただきたい。

○事前放流ガイドライン(令和3年7月 国土交通省) URL
<https://www.mlit.go.jp/river/dam/pdf/kisondam.pdf>

（5）水循環基本法・水循環基本計画

平成26年4月2日に「水循環基本法」が公布され、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置された。法第13条では「政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画（水循環基本計画）を定めなければならない」としており、令和2年7月には、新たな「水循環基本計画」が閣議決定されている。その後、令和3年6月に水循環基本法の一部が改正され、関係者の責務に関する規定の整備を行った上で、水循環基本法の基本的施策として地下水の適正な保全及び利用に関する規定が追加された。

水循環基本計画では、流域単位を基本として地域の関係者から構成される「流域水循環協議会」を設置し、流域マネジメントに努めるものとし、水循環に関する施策を推進するため、水循環に関する様々な情報を共有し、流域の特性や既存の他の計画等を十分に踏まえつつ、「流域水循環計画」を策定するなどの施策が盛り込まれている。なお、令和3年6月の水循環基本法の一部改正の趣旨に沿い、令和4年6月に地下水に関する事項の項目を立てて位置づけ、地下水に関する総合的な計画として、水循環基本計画の一部改正がなされた。

流域水循環計画は、健全な水循環の維持又は回復に取り組む各地域の計画を国としてとりまとめ、令和4年8月時点で65計画を公表している。流域水循環計画策定を推進するため、水循環に関する各地域の先進的な事例をまとめた「水循環に関する計画事例

集」「流域マネジメントの事例集」や、流域水循環協議会及び流域水循環計画について、設置・運営及び策定・推進の基本的な考え方を分かりやすく解説した「流域水循環計画策定の手引き」についても公表しているため、参考にされたい。

また、水道事業は、健全な水循環の維持又は回復に深く関わっているため、流域水循環計画の策定には積極的な関与をされたい。

啓発活動については、厚生労働省としても、水循環の国民の認識、理解を深めるため、ポスター掲示や水道事業者等への情報提供など水の日関連行事や水道週間の周知に取り組んでいるところ。水道事業者等においても啓発への取組に協力をお願いしたい。

○内閣官房水循環政策本部事務局 URL

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/index.html

8. 水道事業におけるCPS/IoTなどの先端技術の活用

(1) 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業

①水道事業におけるCPS/IoTの活用

水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、職員数の減少などのさまざまな課題に直面しており、将来にわたる安全で良質な水道水の供給の確保、安定的な事業運営のためには、市町村の垣根を越えた広域連携などを通じた水道事業の運営基盤の強化とともに、水道事業の業務の一層の効率化・高度化を図る必要がある。

しかし、水道施設の点検・維持管理面は人の手に大きく依存しており、とりわけ離島や山間・豪雪地帯といった地理的条件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には、多くの時間と費用を要しているほか、災害時には漏水箇所の特定に時間を要していることも課題となっている。

このような中で、水道事業におけるCPS/IoTなどの先端技術を活用することで、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、現在のシステム・事業の枠組みを超えた情報の利活用を見据えた共通化・標準化の効果、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの付加効果の創出が見込まれ、水道事業の基盤強化につながるものと考えられる。

②水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業（生活基盤施設耐震化等交付金）

CPS/IoTなどの先端技術の活用により事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るなど、先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向するモデル事業について、「水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業」（生活基盤施設耐震化等交付金）による財政支援を平成30年度より実施しており、令和4年度までに13事業（水道情報活用システム導入支援事業を除く）への支援を実施している。本モデル事業の交付対象については、令和3年度より新たに簡易水道事業を交付対象とする制度拡充を行った。また、令和4年度より、IoTを用いないが、事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るための新技術の導入事業についても対象に追加されたところである。

本モデル事業の趣旨に合致する事業を実施予定の水道事業者等においては、適宜、ご活用いただきたい。なお、活用にあたっては当課への事前協議が必要であるが、事業の事前協議方法について、水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業事前協議要領を参照いただきたい。

モデル性については、採択済みの案件等の内容も確認した上で、整理をお願いしたい。採択済案件については、以下に掲載している。

○厚生労働省HP：CPS/IoTの活用（3. 財政支援を活用した取組事例）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/seibi/index_00002.html

(2) 水道情報活用システム

①水道情報活用システム

水道部門における CPS/IoT の導入・普及に向けて、経済産業省及び NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）と連携し、水道事業に関するデータを横断的かつ柔軟に利活用できるよう、システムの各構成要素の仕様が標準化された仕組みである「水道情報活用システム」の社会実装に向けた取組を進めてきた。

このほど、経済産業省の補助事業により水道情報活用システムの水道標準プラットフォームが構築され、水道情報活用システムのサービス提供が令和 2 年 5 月より開始されている。あわせて、情報利活用の高度化や日々進化する CPS/IoT などの先端技術等への対応、セキュリティ対策のためにも、水道情報活用システムの標準仕様の管理・改定等を継続的に行っていく体制が構築されている。

当省では、水道事業者等が水道情報活用システムの意義を適切に理解し導入を検討できるよう「水道情報活用システム導入の手引き」を平成 31 年 4 月に策定・公表したとともに、後述する水道情報活用システム導入支援事業の募集にあわせて「水道情報活用システム等に係る QA 集（令和 2 年 12 月版）」等を作成し、周知を図ってきた。

令和 4 年 4 月時点で、18 府県 32 事業者において水道情報活用システムの導入支援事業を実施中又は実施予定である。

②水道情報活用システム標準仕様の管理・改定に係る取り組み

水道情報活用システムの標準仕様は、令和 2 年度より以下の管理・改定の体制が構築されており、関係者からの要望・提案等を受け、改定等を継続的に行うこととしている。

1. 標準仕様の改定要求内容等の審査を行う、水道情報活用システム標準仕様審査委員会（以下、審査委員会）を、（公財）水道技術研究センターに設置
2. 標準仕様等の保管・公表業務、審査委員会と連携しての改定業務を行う、水道情報活用システム標準仕様研究会（以下、研究会）を、（株）JECC に設置

令和 2 年度に実施した標準仕様の改定等の検討のうち、水道情報活用システム導入における既存浄水場及び関連施設の改造を極力減らす（導入障壁を下げる）ことを念頭とした標準汎用インターフェイス仕様書における汎用的プロトコルの拡張（Modbus/TCP の追加）等に関する改定要求が提出され、令和 3 年 2 月に開催した審査委員会で審査・承認された。これにより、従前より使用が認められるプロトコル OPC UA に加え、浄水場内外の設備や機器間の通信にも広く使用されているプロトコル Modbus/TCP が追加されることとなり、導入時の計装コストの低減が期待できると考えられている。なお、セキュリティ確保の観点から Modbus/TCP については、監視利用のみ可（制御は不可）とする仕様となっている。

独自インターフェイスについては、令和 2 年度から 3 年間の暫定期間をもって許可をしていたが、ベンダによるアプリケーションの標準インターフェイス対応は普及・展開

の途上であるとして、令和4年10月に開催した審査委員会で暫定期間の延長が改定要求され、令和5年度末（2024年3月）まで延長された。

又、令和4年2月9日には水道情報活用システム標準仕様研究会臨時総会が開催され、工業用水道事業の水道情報活用システム参入に伴い会則の改定（工業用水道事業を明記した）が行われ、一般財団法人日本工業用水協会が特別会員として入会した。

各水道事業者等においては、水道情報活用システム標準仕様書の最新版（会員以外にも公表）が公開されており、適宜、ご参照いただきたい。

（水道情報活用システム標準仕様書）

<https://www.j-wpf.jp/stdspec/>（水道情報活用システム標準仕様研究会ウェブサイト）

令和4年度は、アセットマネジメントに関するデータ項目の標準化や標準仕様への準拠基準の作成等が予定されているほか、水道情報活用システムの導入・普及に向けた研究会の活動として、水道事業者間やベンダ間の意見交換や各種講習会等の開催・参画、**2.**で示した官民連携推進協議会での説明が予定されている。標準仕様書や研究会に関する問合せは随時可能となっており、問い合わせ先は以下のとおりである。

（水道情報活用システム標準仕様研究会 事務局連絡先 研究会ウェブサイト）

<https://www.j-wpf.jp/contact/>

または TEL：03-3216-3605 MAIL：wssp-sc@jecc.com

当省としても、両会の事務局である（公財）水道技術研究センター及び（株）JECCとも連携して審査委員会や研究会への助言等を行ってきたところであり、引き続き、水道情報活用システムによる水道の基盤の強化が図られるよう、技術的支援に努めていく。

③水道情報活用システム導入支援事業

当省では、水道情報活用システムを導入し業務の効率化や管理の高度化を目指すほか、複数の事業者間システム又はアプリケーションを対象とする連携によりデータの利活用を図る水道事業者等に対して、「水道事業におけるIoT活用推進モデル事業」（生活基盤施設耐震化等交付金）を活用した財政支援を実施してきた。

また、本モデル事業の交付対象について、令和3年度より新たに簡易水道事業を交付対象とする制度拡充を行ったところであり、簡易水道事業者に対する導入支援事業の募集を実施している。各都道府県水道行政担当部局においては、本募集の周知及び管内の簡易水道事業者のとりまとめ及び提出をお願いするとともに、管内の水道事業者等が水道情報活用システムの意義を適切に理解し導入を検討できるよう、必要に応じ、助言や技術的支援をお願いする。

なお、令和5年度以降に向けた水道情報活用システム導入支援事業の申請方法等については、令和4年10月に発出した事務連絡を参照いただきたい。

(3) スマートメーター

①スマートメーターの動向

水道事業では、料金算定のために水道メーターを設置し、検針員の各戸訪問による毎月または毎月の検針を実施しており、多くの時間と労力が費やされている。また、積雪寒冷地や離島などの難検針地域では、検針員の安全性確保や検針遅延の対策などの課題がある。無線通信等を利用したスマートメーター^{*}の導入には、このような検針業務の効率化、さらには需要変動を含めた詳細データを取得できることによる運転管理の高度化、漏水箇所の早期発見や利用者サービスの向上などの多様な効果が考えられる。

^{*}スマートメーター制度検討会報告書（平成 23 年 2 月 スマートメーター制度検討会）では、双方通信機能を有する電子式メーター＝いわゆる「スマートメーター」としている。

水道分野におけるスマートメーターに関する取り組みとしては、（公財）水道技術研究センターにおいて、スマート水道メーターの普及に向けて産官学が一体となり課題解決に取り組む「A-Smart プロジェクト」が平成 29 年度より進められており、当省もオブザーバーとして参画している。

水道事業におけるスマートメーターの導入状況は、導入済み：28 事業者、導入予定あり：37 事業者となっている（令和 3 年度末時点）（令和 4 年度運営状況調査（速報値））。

また、電力分野ではスマートメーターの普及が進んでおり、現在のスマートメーターの検定有効期間（10 年）後の更新（令和 6 年度より）を見据え、電力やその周辺ビジネスの将来像を踏まえた新たな仕様とするべく、資源エネルギー庁による「次世代スマートメーター制度検討会」が令和 2 年 9 月に設置され、検討が進められている。その検討会のうち、ガス・水道分野との共同検針に関する事項については、「ユーティリティ産業全体システム効率化やエネルギー利用の高度化を目指す観点から、（中略）電気・ガス・水道メーターの通信プロトコルや、通信規格の統一化・標準化を進める。」とされ、具体的な仕様は電気事業連合会が主体となる「共同検針インターフェース検討会議」にて検討が進められている。

当省としても、電力分野との共同検針は各水道事業者におけるスマートメーター導入の際の有効な選択肢の一つと考えられることから、両会に関係省庁として参画している。

共同検針インターフェース検討会議の検討の成果・結果については、令和 3 年 9 月にとりまとめられ、「共同検針運用ガイドライン」、「IoT ルート Application 仕様書」、「共同検針サーバ間インターフェース仕様書」の成果については、NPO 法人テレメータリング推進協議会に引継ぎ、今後の仕様書等の配布・改訂・認証について実施することとされている。

○資源エネルギー庁 HP： 第 6 回 次世代スマートメーター制度検討会（令和 3 年 9 月 1 日開催） 資料 2 共同検針 IF 会議の検討結果について（共同検針インターフェース会議）

②スマートメーター導入に係る財政支援

スマートメーター等の導入に係る支援として、令和4年度までに6事業に対し、5.(1)②で示した「水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業」(生活基盤施設耐震化等交付金)による財政支援を実施してきたところである。

本モデル事業の趣旨に合致する事業としてスマートメーターを導入する水道事業者等においては、適宜、ご活用いただきたい。

9. 環境・エネルギー対策

①水道施設における地球温暖化対策

令和2年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣（当時）は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、「地球温暖化対策計画」の見直しを加速するよう指示がなされた。また、日本は令和3年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに高見に向けて挑戦を続けることを表明している。その後、この新たな削減目標も踏まえた「地球温暖化対策計画」（改訂）が、令和3年10月22日に閣議決定されている。

水道事業は、全国の電力の約1%を消費するエネルギー消費（CO₂排出）産業の側面も有しており、今後、より一層エネルギー消費削減に向けた省エネ等対策の促進が求められている。また、水道の50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示した新水道ビジョンにおいても、再生可能エネルギー・省エネルギー対策等の導入促進を求めている。

水道事業におけるCO₂排出削減目標は、「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」において「上下水道における省エネルギー・再エネ導入 水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等」として、2030年度21.6万トン-CO₂削減（2013年度比約5%）の目標を掲げている。しかしながら、2020年度の実績は、2013年度比0.2万トン-CO₂『増』となり、このままのペースでは2030年度目標の達成は厳しい状況である。各水道事業者等においては、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策に取り組んでいただいているところではあるが、今後、更なる対策が必要な状況である。

なお、環境省では、上水道・工業用水道部門について温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガス排出抑制等指針」を平成28年4月に公表し、当該指針に掲げる地球温暖化対策の取組内容等を解説するものとして「上水道・工業用水道部門の温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」をとりまとめている。また、厚生労働省では、これまで「水道事業における環境対策の手引書」（平成21年7月改訂）や「脱炭素水道システム構築へ向けた調査等一式」（令和2年11月）を公表している。今後もエネルギー対策の推進を図るべく、各水道事業者等においては、当該マニュアルを参考の上、積極的なエネルギー対策の推進をお願いしたい。

②省エネルギー・再生エネルギー設備の導入促進施策

水道事業における対策促進施策としては、令和5年度においても引き続き「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO₂促進事業のうち上下水道・ダム施設の省CO₂改修支援事業」として、小水力発電設備やインバータ設備の導入等の財政支援を行う予定であり、各水道事業等におかれては、再エネ・省エネ設備の導入促進に向けて積極的に活用されたい。

③省エネルギー・再生エネルギー設備の導入促進施策を活用した事例

水道事業における導入促進施策を活用した事例として、以下のような事例がある。

省エネルギー設備の導入における活用事例では、位置エネルギーを活用した直結配水方式の有効活用に資する中央監視制御装置を導入している。中央監視制御装置の導入によって、浄水場からの位置エネルギーを活用した直結配水が可能となり、配水ポンプの運転時間を削減することで、ポンプ圧送に係るエネルギー消費量を削減できた。

再生可能エネルギー設備の導入における活用事例では、浄水場における位置エネルギーを活用した水力発電設備を導入している。ダムからの導水時に位置エネルギー（落差約 100m）を活用し水車を回すことで発電。これにより浄水場内で消費する電力の一部を発電でまかなえるようになったほか、災害時の事業継続力が向上した。

水道事業者等においては、当該事例なども参考の上、積極的なエネルギー対策の推進をお願いしたい。

④エネルギー対策に係るこれまでの調査結果について

厚生労働省では、これまで水道事業におけるエネルギー対策に係る調査を行っている。

再生可能エネルギーに係る対策においては、全国 1,500 以上の水道事業者等を対象に、水道施設における小水力発電の導入候補地の選定や導入規模等を調べる「水道施設への小水力発電の導入ポテンシャル調査」（平成 28 年 9 月公表）を行った。

省エネルギーに係る対策においては、水道事業者等における対策の参考となるよう水道事業における CO2 削減方策を整理し、全国の水道事業においてこれら CO2 削減方策を実施した際の CO2 削減ポテンシャルを推計する等「脱炭素水道システム構築へ向けた調査等一式」（令和 2 年 11 月公表）を行った。

各水道事業者等におかれては、あらためて本事業の成果も活用し、それぞれの事業環境に応じた環境対策へのより積極的な取組みをお願いする。

⑤脱炭素社会の実現に向けた水道事業の取組

水道事業における脱炭素化の実現に向けては、これまでの対策とは別の取組も必要となる。その取組の一つとして、電力購入契約（Power Purchase Agreement、PPA）におけるオンサイト PPA がある。一般的には、発電事業者が、需要家（水道事業者）の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組みとなっている。オンサイト PPA では、水道事業者の敷地内に、初期投資は基本的にゼロで太陽光発電設備を設置できるため、敷地内の有効利用にもつながると考えられる。地域の PPA 事業者等の取組を参照され、導入等検討いただきたい。

ほかには、仮想発電所事業（VPP）への参画が挙げられる。水道施設における調整力を活用して電力消費時間帯をコントロールすることで、系統全体の電力需給調整として活かす事業である。今後、再エネ等の変動発電の割合が多くなるにつれて、より電力需

給調整能力のニーズが高まるものと思料されることから、水道事業の新たな収入源となる可能性がある。VPPにご関心のある水道事業者等におかれては、先進事例なども参考にさせていただきつつ、地域の電力会社等の取組をまずは参照されたい。

⑥気候変動への適応

気候変動問題については、予想されるその変動の一部はもはや避けられないことから、温室効果ガスの排出抑制や脱炭素化などを進める「緩和」だけでなく、気候変動が生じることを前提にその影響に備えるための「適応」の取組も非常に重要である。そのため、政府では、気候変動により想定される影響とその対応策をまとめた「気候変動適応計画」を令和3年10月22日に改定し、PDCAを確保しながら取組を一層進めていくこととしている。当該計画における水道事業に係る気候変動影響としては、「水温上昇による藻類等の原水水質の悪化」「降水の時空間分布変化や融雪期のズレに伴う渇水」「豪雨災害の激甚化」等が挙げられているところであり、各水道事業者等におかれては、地域で懸念される気候変動影響を想定しつつ、水道施設の浸水災害対策や危機管理マニュアルの整備等の施策に引き続き取り組んでいただきたい。

⑦廃棄物・リサイクル対策について

水道事業における環境対策の一環として、浄水発生土等の産業廃棄物の有効利用（リサイクル）は、事業全体における環境負荷低減に向けた重要な取組である。浄水発生土からの園芸土・コンクリート等への有効利用率は、令和元年度水道統計によると上水道事業及び水道用水供給事業全体で78.4%となっている。各都道府県、各水道事業者等においては引き続き、廃棄物の発生抑制や有効利用の取組をお願いする。

⑧ポリ塩化ビフェニル（PCB）の早期処理について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）については、PCB廃棄物及びPCB使用製品（以下「PCB廃棄物等」という。）の保管・所有の実態調査、期限内の処分が推進されており、変圧器やX線発生装置等の電気工作物に使用されているほか、橋梁、洞門及び排水機場において低濃度なPCB塗料が使用されている事例が確認されている。

各都道府県、各水道事業者等におかれては、事務連絡「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜調査実施要領の改定及び調査の進捗状況（令和4年3月末時点）について（依頼）」に基づき、自ら（出先機関等含む。）が保有・管理する施設等から排出されうるPCB廃棄物等の網羅的な把握・調査に努めていただいているところであるが、引き続き、PCB廃棄物等の処分期間内の確実かつ適正な処理に向けてご協力をお願いしたい。

《参考通知等》

- ・「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜調査実施要領の改定及び調査の進捗状況（令和4年3月末時点）について（依頼）」
（令和4年7月12日付厚生労働省水道課事務連絡）

10. 給水装置について

（1）給水装置・鉛製給水管の適切な対策

①給水装置工事主任技術者免状に係る諸情報の照会について

給水装置工事主任技術者免状に係る諸情報（免状に記載されている氏名、免状番号、本籍、生年月日、免状交付日）については、従前までは本人からの照会のみ受け付けていたが、水道法第25条の2に基づく指定の申請事務及び同法第25条の3の2に基づく指定の更新の申請事務の際に、選任されることとなる給水装置工事主任技術者が自らの免状を紛失しており、厚生労働大臣へ免状の書換え・再交付申請中である場合に限り、給水装置工事主任技術者本人の同意を得たうえで、水道事業者から照会することができることとした。免状に係る諸情報は個人情報に当たるため、取扱いにご留意いただきたい。

②給水装置工事主任技術者の水道法違反行為による免状返納命令について

給水装置工事主任技術者が水道法に違反した際、水道法違反の事実が明白かつ重大で、水道施設の機能に障害を与えるか、おそれが多い場合、または過去に警告を受けているにもかかわらず故意に違反行為を繰り返した場合には、厚生労働省が給水装置工事主任技術者に対し免状の返納命令を行う^{*}こととしている。また、水道法違反の事実は明白であるが、上述の返納命令に該当しない場合には、文書による警告を行うこととしている。

^{*}免状の返納命令は、水道事業者ではなく厚生労働省が行う処分である。水道事業者が行う指定給水装置工事事業者への処分と混同されないよう、ご留意いただきたい。

しかしながら、給水装置工事主任技術者免状の返納命令及び警告は、厚生労働省が水道法違反の事実認定を行うに際し、水道事業者からの情報提供が不可欠である。また、給水装置工事の指定給水装置工事事業者制度を行っている場合は、指定給水装置工事事業者の違反が認められた際に、当該現場において給水装置工事主任技術者の水道法違反も発生している事例が多いため、水道法違反に該当すると思われる事案については、厚生労働省への報告にご協力いただきたい。

③給水装置工事事業者の指定申請に係る住民票添付省略について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第12次地方分権一括法）が成立し、住民基本台帳法の一部が改正された（令和4年8月20日施行）。これにより、水道法の規定に基づく給水装置工事事業者の指定の申請等に関する事務について、地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができることとなり、当該システムを活用する水道事業者においては、個人にあっては住民票の写しの添付が不要となった。水

道事業者による当該システムの利用にあたっては、必要に応じて各地方公共団体の関係部局等と調整の上、運用していただくようお願いする。

④所有者不明私道への対応ガイドライン（第2版）について

令和3年に改正された民法（令和5年4月1日施行）において、共有物（私道を含む）の管理に関し、各共有者の持分の価格の過半数で決定することができる事項の拡大・明確化や、相隣関係におけるライフラインの設備設置権等の明確化等の見直しがされた。改正法の施行に当り、法務省・共有私道の保存・管理等に関する事例研究会において、共有私道で発生する頻度の高い水道等のライフラインに係る事例等を踏まえ、工事の可否を判断する指針を示した「所有者不明私道への対応ガイドライン」が改訂された。

ガイドラインには、水道関係につき、例えば以下のような事例等が紹介されている。

○宅地所有者が他の土地に給水管を設置する以外方法がない場合、他の土地の所有者の同意を得なくとも、通知を行った上で、他の土地に給水管を設置することができる。これに関連して、他の土地の所有者からいわゆる承諾料を求められても応ずる義務はないことなど、改正民法の趣旨・内容を詳しく解説するコラムが設けられている。

○水道事業者が共有私道下に布設された配水管の取替工事を行う場合、改めて各共有者の同意を得なくとも、工事を実施することができる。

水道事業者においては、共有私道における円滑な水道工事の施工等に資するため、ガイドラインを活用いただき、今後の円滑な事業運営に努めていただくようお願いする。また、改正法の趣旨を踏まえ、条例等で他の土地の所有者の同意書の提出を求めること等を定めている水道事業者においては、遺漏なきよう、適切にご対応いただくようお願いする。

⑤給水装置工事における誤接合の防止について

水道法施行令第5条第1項6号では、「給水装置」に「当該給水装置以外の水管その他の設備」を直接連結しないことを明記しているが、水道管と他の水管（井戸水、農業用水管、雑用水、消火栓管、地下水貯留タンク、貯水槽以降の配管等）との誤接合（クロスコネクション）に係る事故が発生している。令和2年度は、3件の誤接合事案が報告されている。

これまでも、H14.12.6 水道課長通知「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」及び H29.9.15 水道課長通知「給水装置工事における誤接合防止の徹底について」により、給水装置工事における誤接合防止についてお願いしてきたところである。水道事業者においては、給水装置工事の誤接合を防止するため、次の事項について、引き続き、徹底するようお願いする。

○水道施設の完工図その他の記録の整備。新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかな完工図等の修正等、常に最新の記録を整備しておく。特に、地下埋設物が錯綜している地区は、他種地下埋設物の状況が把握できるよう十分に配慮する。

- 給水装置工事主任技術者は配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合、配水管の位置の確認に関して水道事業者と連絡することとされており、水道事業者からも情報提供に努めるなど積極的に対応する。
- 水道管以外の管が布設されている地区にあつては、給水装置工事の設計・施行にあたり、埋設管の誤認の有無に特に注意を払うとともに、残留塩素の量を確認するなど誤接合がないかを確認するための適切な措置を徹底する。
- 適切な技能を有する者が従事又は監督するよう、工事事業者に対する適時、確認及び助言・指導を行う。

⑥鉛製給水管の適切な対策

鉛については、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきたが、鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれがあることも否定できない。安全な水道水の供給を確保するためには、鉛製給水管に関する適切な対策が重要であり、そのため、厚生労働省では、H19.12.21 水道課長通知「鉛製給水管の適切な対策について」を发出している。

令和2年度末の鉛製給水管の残存延長が3,971 km、使用戸数が約218万件（令和2年度水道統計より）で、減少は図られているものの近年は鈍化傾向にある。

鉛製給水管が残存している水道事業者は、鉛製給水管使用者（所有者）を特定し、早期布設替の必要性や注意事項を個別に周知することや布設替計画の策定及び布設替の促進を図るとともに、布設替が完了するまでの間、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握等により水質基準が確保されるようお願いする。周知や広報に当たっては、対策の必要性を需要者に理解いただくため、定期的かつ丁寧な説明に努め、需要者から求めがあれば、水質検査の実施等の対応をお願いしたい。また、配水管分岐部から水道メーターまでは、水道施設と直接接続していること、公道での工事を要すること、布設替により漏水を解消し有収率の向上が期待できることから、水道事業者自らが積極的に取り組むようお願いする。

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kyusui/01a.html>

⑦寒波による給水装置の凍結及び断水被害の防止

寒波による給水装置の凍結破損により大規模な漏水が発生した場合、配水池の水位が低下し、断水に繋がる可能性がある。厚生労働省では、令和2年12月17日付け事務連絡「給水管の凍結及び降積雪による断水被害の防止に係る措置について」により、以下のように注意喚起及び対応の要請を行っている。

- ・寒波が予想される時は、需要者に水道凍結に関する注意喚起・広報・情報提供、水道施設の監視等による被害状況の早期把握が重要。また、多量の降積雪が予想される時には、停電に備え、自家発電設備及び燃料の確保状況の確認も重要。加えて下記の取組に努めるようお願いする。

- ①需要者に対する広報・情報提供: マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティFM、Lアラート（災害情報共有システム）、防災行政無線、緊急速報メール等の活用
 - ②給水管の凍結防止対策や凍結時の対処方法、漏水時対応について需要者へ情報提供する。凍結防止対策には保温材による露出給水管の防護や給水管内の水抜きが有効である。
 - ③空き家の給水管凍結・破損対応も十分留意する（例：凍結発生時の現地確認、水道使用実態がない家屋の止水栓閉栓等）。また、各市町村の空き家担当部局等との連携強化や日ごろからの空き家情報の把握も重要。
- （参考：平成30年3月30日付け事務連絡「空き家に関する情報共有について」）

⑧給水装置工事の技術力（技能を有する者）の確保について

水道法施行規則第36条第2項では、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合には、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させることとしている。また、平成20年3月21日健水発第03210001号厚生労働省水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」により、水道事業者に対して、適切な配管技能者の確保のため指定給水装置工事事業者へ助言・指導をお願いしている。

また、平成30年の水道法改正により、指定給水装置工事事業者の指定に5年間の有効期間が設けられることとなった。更新申請の際には、業者に対し、講習会や研修会（主任技術者向け）の受講実績や業務内容、適切な作業技術を有する者の従事状況の確認をお願いしている。

東日本大震災の津波被害地域では、大量のがれきが水道復旧の障害となり、特に各戸へ接続している給水装置の復旧作業に困難を極めた。様々な状況に対応して復旧作業を迅速かつ的確に進めるためには、幅広い知識と技能を有する工事従事者の全国的な確保が不可欠である。このような状況を踏まえて、H23.8.30事務連絡「給水装置工事の適正な施行について」において、給水装置工事で「適切に作業を行うことができる技能を有する者」の確保のために、配管技能に係る資格等に関連する規程等に明示する等の方策を推進するよう水道事業者等をお願いしている。

なお、H28.11.22報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」では、『配管技能者として配置されるべき者の考え方について、国は改めて周知の徹底を図るべきである。』との提言がされており、R1.6.26水道課長通知「水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入について」において、再周知を行った。

水道工事における工事事業者の技術力の確保は、災害時の復旧作業の迅速化にも大きく寄与することから、積極的な取組をお願いする。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o8_0830_tuchil.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000527535.pdf>

⑨指定給水装置工事事業者に対する優良事業者表彰制度について

優良事業者表彰制度は、一部の水道事業者において導入されている制度であり、表彰の選定基準としては、給水装置・配水管工事の工事实績及び成績、技術力、緊急修繕等の対応状況、処分（違反）の有無等が採用されている。

当制度の導入により、指定給水装置工事事業者の資質・技術力の向上に対する動機付けとなることから、水道事業者においては、当制度の導入を積極的な検討をお願いする。

（２）工事の適正な実施

近年、建設業を取り巻く環境は大きく変化し、特に頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上が急務となっている。

また、公共工事の品質確保を図るためには、工事の前段階に当たる調査・設計においても公共工事と同様の品質確保を図ることも重要な課題となっており、こうした環境の変化や課題に対応し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、令和元年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）が一部改正された。発注関係事務の運用に関する指針については、令和2年1月に開催された公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において、関係省庁申し合わせとしてとりまとめられた。

各水道事業者等においては、公共工事等の発注者として、品確法改正の目的と基本理念を十分に理解し、適切な発注の実施を行うよう、引き続きお願いする。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000177.html

11. 水道分野における国際貢献について

(1) 水道分野における国際貢献の背景

国連ミレニアム開発目標（MDGs）では、安全な飲料水を利用できない人口の割合を、1990年を基準として2015年までに半減することが掲げられ、我が国としても、達成に向け取り組んできたところ、同目標は2010年に達成された。今後は、新たに掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）の目標6「2030年までに、すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の達成に向けて、継続的な支援が求められている。

政府は平成27年2月に政府開発援助（ODA）大綱を見直し、ODAの理念や基本原則等を取りまとめた開発協力大綱を策定した。この中で、重要重点課題の一つとして、低炭素社会の構築及び気候変動の悪影響に対する適応を含む気候変動対策等の地球規模課題に取り組み、開発協力を推進していくことを掲げており、我が国の質の高いインフラの展開先のニーズや資力に合致したプロジェクトを現地パートナーと協創し、現地の人材育成にも関与することの重要性等が示されている。

平成25年に設置された経協インフラ戦略会議においては、インフラシステム輸出による経済成長の実現のため「インフラシステム輸出戦略」が策定され（平成25年5月）、新たなフロンティアとなるインフラ分野として「水道分野」が選定された（平成28年5月）。さらに、令和2年12月には同戦略を見直した「インフラシステム海外展開戦略2025」が策定された。

厚生労働省の「新水道ビジョン」（平成25年3月）においても、重点的な実現方策の一つとして、国際協力の継続的な実施と水道産業の国際展開に取り組むこととしている。

(2) 水道分野における国際協力

厚生労働省では、JICAの技術協力プロジェクトを支援するために、相手国へ派遣する水道専門家の推薦等を実施している。プロジェクトに応じた専門家を毎年数十名程度推薦しており、令和3年度は7名の推薦を行った。また、令和3年度時点での長期専門家の派遣状況は、以下のとおりである。

地方公共団体等におかれては、引き続き、水道専門家派遣への協力をお願いする。

令和3年度長期専門家派遣状況（水道事業者等派遣分）

国名	案件名	専門家所属	担当業務
カンボジア	水道行政管理能力向上プロジェクト	北九州市上下水道局	チーフアドバイザー／水道技術（2名）
マラウイ	リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト	横浜市水道局	チーフアドバイザー／無収水管理
ミャンマー	ヤンゴン市水道行政・水供給アドバイザー	福岡市水道局	水道行政・水供給
ラオス		さいたま市水道局	チーフアドバイザー（2名）

	水道事業運営管理能力向上プロジェクト (MaWaSU 2)	川崎市上下水道局	サブチーフアドバイザー／水道技術
	合計	5 団体	7 名

※JICA 調べ

※厚生労働省推薦実績の数と派遣者数（JICA 調べ）は集計対象の範囲が異なるため、一致しない場合がある。

また、大臣官房国際課において、平成 21 年度より、「水道分野の国際協力検討事業」を通じて、産官学の専門家で構成された水道国際協力検討委員会を設置しており、国際協力を取り巻く現状や課題について調査・分析し、課題を解決させた国際協力、国際貢献の在り方等を提言として取りまとめている。さらに、途上国から日本政府への ODA 要請案件を増やして、水道分野 ODA 案件採択の安定的継続・拡大を目指すために、S59 年度より継続して、「水道プロジェクト計画作成指導事業」を実施している。

詳細は報告書を確認されたい。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112577.html>

（3）水道産業の国際展開（水ビジネスの推進）

人口増加や経済発展を続ける開発途上国では、今後、水需要の高まりが見込まれており、水ビジネスの成長性が国際的に注目されている。厚生労働省では、日本の技術・経験を世界の持続可能な成長のエンジンとして活用し、世界の成長を日本の成長に結実させることを目的とした「水道インフラ輸出拡大に係る調査・検討等一式」を実施している。

この事業では、日本の水道産業の海外展開を支援するため、東南アジア地域等の開発途上国を対象として、平成 20 年度から、地方公共団体及び民間企業等が参加する現地セミナーや案件発掘のための現地調査を実施し、日本の水道技術や企業を PRするとともに、現地の課題と日本の技術とのマッチングを図っている。令和 4 年度は、カンボジア、フィリピン（初開催）を対象国として実施した。また、海外の水道プロジェクトの形成を支援するため、平成 23 年度から、日本の水道事業者や水道経験者・水道専門家等と民間企業が共同で調査を行う案件発掘調査を実施している。令和 4 年度は、フィリピンを対象国として実施した。

これら事業は、今後も継続して実施する予定であり、関心のある地方公共団体及び民間企業等におかれては積極的な参加をお願いする。

また、上記セミナー等に加え、国際展開に資する情報収集等を行っている。令和 4 年度は、「水ビジネスの海外展開と動向把握の方策に関する調査検討」として、国内水関連企業の海外展開の受注等の実態についてアンケート調査を実施し、別冊で調査結果をとりまとめた。詳細は報告書を参照されたい。

（水道産業国際展開推進事業（報告書・成果物））

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000103728.html>

12. 水道事業者等への指導監督について

(1) 立入検査

①目的

水道法第 39 条第 1 項等の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。）の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することを目的として実施している。

②立入検査実施状況

令和 4 年度における立入検査については、令和 4 年 8 月から 11 月にかけて、厚生労働大臣認可である 444 の水道事業者及び水道用水供給事業者のうち、16 者（水道管理業務受託者 3 者を含む。）に対し実施したところである。立入検査においては、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、主として水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況などを確認している。また、健全な経営の確保の観点から、アセットマネジメントの実施状況や財政状況についても重点的に確認している。

具体的には、

- 1) 水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況
- 2) 認可（変更認可）や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況
- 3) 施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況
- 4) 健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況
- 5) 水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況
- 6) 水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況
- 7) 自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況
- 8) 情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対応の実施状況
- 9) 環境保全対策の実施状況 等

の項目について、適切に実施されているかを書類検査及び現地検査にて確認しており、水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者に説明をお願いしているところである。立入検査終了後は、検査員より講評を行うとともに、改善を必要とする事項については、水道法令との整合性等に応じて、文書による指摘等を行い、その改善状況について報告を得ることとしている。

③立入検査の結果について

令和 4 年度に実施した立入検査の結果については、立入検査の対象となった事業者等に通知したところであり、準備が整い次第、厚生労働省のホームページで公表することとしているので、ご確認いただくとともに、当該結果を参考に各水道事業者等において適正な事業運営に取り組まれない。

(2) 水道技術管理者研修

厚生労働大臣認可の水道事業等の水道技術管理者を対象とした研修を平成14年度より実施しており、今年度は、都道府県知事認可の水道事業等の水道技術管理者も対象に加え、オンライン方式にて開催したところである。令和5年度以降も開催する予定であるので、水道事業者等におかれては、水道技術管理者の出席についてご配慮をお願いする。

13. 水道水質管理について

(1) 水質基準制度の円滑な施行

①水質基準等の見直し状況

水道の水質基準については、水道法第4条に基づく「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)により、項目とその基準値が定められている。水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきとされており、厚生労働省では、水質基準逐次改正検討会を設置して、必要な知見の収集及び調査研究を実施し、継続的に検討を進めているところである。

令和4年6月27日に開催された令和4年度第1回水質基準逐次改正検討会において、内閣府食品安全委員会による最近の食品健康影響評価の結果に基づき「水道水質管理計画の策定にあたっての留意事項について」(平成4年12月21日付け衛水第270号厚生労働省水道整備課長通知)の「別表第5」に掲げる要検討農薬類(イプロジオン)の目標値設定、並びに「別表第6」に掲げるその他農薬類(シフルトリン)の目標値の見直しについて了承された。

これらについては、厚生科学審議会生活環境水道部会への報告を経て、令和5年4月1日より適用予定である。

令和5年1月24日に開催された令和4年度第2回水質基準逐次改正検討会において、水質管理目標設定項目「PFOS及びPFOA」に関する検討を行った。米国EPAが2022年6月に公表した「暫定飲料水健康勧告：PFOS、PFOA」、WHOが2022年9月にパブリックレビューをした「「飲料水中のPFOS及びPFOA」WHO飲料水水質ガイドライン作成のための背景文書」、日本におけるPFOS及びPFOAの検出状況(令和2年度)を踏まえ、PFOS及びPFOAの取扱いについて、専門家に検討いただいた。

検討の結果、引き続き、毒性評価情報の収集、検出状況の把握を進めるとともに、WHO等における動向も踏まえて、本検討会で継続して検討していくこととし、検討の間は、現状(水質管理目標設定項目としての位置づけ、暫定目標値(PFOS及びPFOAの合算値で50ng/L))を維持することが確認された。また、WHOの同ガイドラインにおいて、今後、総PFASとしてガイドライン値が設定されることが見込まれていることから、我が国の水道の水質管理においても、総PFAS(仮称)について、要検討項目に追加することも念頭に検出状況の把握等を進めていくことが確認された。

厚生労働省は今後も最新の科学的知見を収集し、PFOS及びPFOA等の位置づけ、目標値について、本検討会にて適宜検討を行っていく。

②水質監視等

水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、各水道事業者等においては、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行うとともに、当該監視結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、データの収集・提供につき御協力をお願いする。

③その他の留意事項

農薬類は、水道原水から検出される可能性の大きさから、平成 25 年 4 月 1 日より水質基準農薬類（現在該当なし）、対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類、その他農薬類、除外農薬類の 5 つに分類されている。

検査の対象とする農薬類は、各水道事業者等が各地域の状況を勘案して適切に選定するものであり、取水地点上流域近傍における農薬類の使用実態の把握に努めるとともに、対象農薬リスト掲載農薬類以外の農薬についても、必要に応じて測定を実施されたい。

なお、都道府県別・地域ブロック別の農薬出荷量の情報を厚生労働省ホームページに掲載しているため、測定対象とする農薬の選定に当たって参考にされたい。

（２）水道水質の向上

①水安全計画の策定

厚生労働省では、水源水質事故にみられるような工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、世界保健機関（WHO）が提案している「水安全計画」の策定を推奨している。

水安全計画は、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステム作りを目指すものであり、水源のリスクの把握はもとより、把握したリスクに対応した施設・体制であることの確認、関係マニュアル類の見直し事項や施設整備の必要事項を抽出することが可能となるものである。

厚生労働省では、平成 20 年 5 月の「水安全計画策定ガイドライン」の策定、周知を始めとして、計画の策定を促進してきており、平成 27 年 6 月には、比較的容易に水安全計画を策定できるよう中小規模の水道事業者等の使用を念頭に「水安全計画作成支援ツール簡易版」を開発・公開している。令和 4 年 3 月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画の策定状況は、策定済の事業者が 46.9%と前年度から 4.0 ポイント増加しているものの、さらなる策定の促進が求められる。

今年度、水安全計画策定の支援に資する資料として、新たに策定意義や Q & A を整理したほか解説動画を作成しており、厚生労働省ホームページへ掲載している。

未策定の水道事業者等においては、これら資料も参考にできるだけ早期に水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底による安全な水供給の確保に向けて検討を進めるようお願いする。また、策定済の水道事業者等においても、水安全計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものになっているかを定期的に確認し、必要に応じて改善を行うようお願いする。

なお、事業者の管理責任を超える範囲（例えば、水道事業者の場合、水道用水供給事業者からの受水点までの範囲と貯水槽水道以降）については、当該範囲の管理主体と情報交換等を行うことにより、水安全計画の範囲とすることが望まれるものの、事業者の

管理責任の範囲で計画を策定することは差し支えない。

②耐塩素性病原生物対策の推進

ア 対策指針に基づく対策の徹底

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策については、その汚染のおそれの程度に応じて、ろ過設備又は紫外線処理設備を整備する等の対応措置を講じることとし、平成 19 年 3 月に「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年厚生省令第 15 号、以下「施設基準省令」という。）を改正するとともに、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（以下「対策指針」という。）を定めた。

その後も、科学的知見等を参考に検討を行い、表流水を原水とする水道施設に対しても、ろ過処理を行った上での紫外線処理を適用可能とすること、及び紫外線処理設備が満たすべき要件として「クリプトスポリジウム等を 99.9%以上不活化できる設備」に改めることを趣旨に、令和元年 5 月 29 日に施設基準省令及び対策指針を改正した。現在、各水道事業者等においてこれらに基づき対策が進められているところである。

平成 8 年に、我が国で初めて水道水に起因するクリプトスポリジウムによる感染症が埼玉県越生町で発生して以来、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症発生事例は報告されていなかったが、平成 22 年に千葉県成田市の貯水槽水道が原因とみられるジアルジア症が発生した。また、水道原水からは全国的に検出されているほか、水処理に問題が生じた結果、浄水から検出された事例や貯水槽水道から検出された事例、湧水の水源池に哺乳動物が侵入したことによる汚染事例も報告されている。

水道事業者等と専用水道の設置者においては、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設の濁度管理の徹底等の措置について遺漏なきようお願いするとともに、水道施設の汚染対策についてもご留意いただきたい。

イ 汚染のおそれの判断の実施

施設基準省令においては、「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」は、浄水施設にろ過設備又は紫外線処理設備等の措置を講じることが義務づけられている。これに該当するか否かは、大腸菌及び嫌気性芽胞菌（以下「指標菌」という。）の検出状況と原水水源の種類によって判断されるため、原水中の指標菌の検査を行わなければ、当該浄水施設は施設基準省令に適合していない可能性を否定できないことに留意されたい。

リスクレベルの判断が行われていない施設数は、令和 4 年 3 月末現在、1,082 施設（前年度比－68 施設）と毎年減少しているが、調査対象施設数の約 5%を占めており、特に、簡易水道と専用水道が多くを占めている。また、深井戸からもクリプトスポリジウム等が検出される事例が報告されている。未だ指標菌の検査を実施していない水道事業者等や専用水道の設置者においては、検査機関への委託などによ

り指標菌の検査を行い、早急にリスクレベルの判断及び必要な措置を講じるようお願いする。

なお、水道原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法第 20 条第 1 項の水質検査に準ずることとし、水質検査計画に位置付けることとしている。定期的に水道原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施して水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するようお願いする。

ウ 施設整備等の推進

令和 4 年 3 月末現在、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の実施状況に関しては、レベル 4 の 4,263 施設及びレベル 3 の 3,742 施設のうち、対策を検討中の施設はレベル 4 で 399 施設（約 9%）、レベル 3 で 1,837 施設（約 49%）であり、合わせて 2,236 施設であった。レベル 4 とレベル 3 全施設に対する対策を検討中の施設の割合（約 28%）は前年度と同程度であり、対策が進んでいない。

対策指針に基づき、レベル 4 の施設においては、ろ過池等の出口の濁度を 0.1 度以下に維持することが可能なろ過設備又はろ過設備の後段への紫外線処理設備の導入の対策を進める必要があり、また、レベル 3 の施設においては、レベル 4 の施設と同様の対応又は紫外線処理設備の導入の対策を進める必要がある。クリプトスポリジウム等の対策が未対策の水道事業者及び専用水道の設置者においては、できるだけ早期に対策を進めていただくようお願いする。なお、浄水処理の安全性を一層高めるために、ろ過池等の出口の濁度を 0.1 度以下に維持することが可能なろ過設備と紫外線処理設備を併用してもよい。

なお、施設基準省令では、浄水施設において満足すべき耐塩素性病原生物対策に係る要件の一つとして、「ろ過等の設備であって、耐塩素性病原生物を除去することができるものが設けられていること。」とされており、当該要件を満足すれば、対策指針で必ずしも明確に位置付けられていない浄水技術であっても、クリプトスポリジウム等対策として排除されるものではないことにご留意願いたい。ただし、そのような浄水技術を導入しようとする場合は浄水方法の変更に該当し、水道法の規定に基づく事業変更認可が必要であり、当該認可にあたり、紫外線処理技術等と同様に、実験データ等により当該技術の有効性や施設基準への適合性等について個別に確認する必要がある。

（3）水質検査の信頼性確保

①水道法施行規則の改正

1) 水道事業者等が登録水質検査機関等に水質検査を委託する場合の措置の明確化、
2) 登録水質検査機関が遵守すべき検査方法の明確化、3) 登録審査時に必要な提出書類や保存すべき書類の追加等に関する水道法施行規則の一部改正が平成 23 年 10 月 3

日に公布、平成 24 年 4 月 1 日に施行された。水道事業者等においては、水質検査の委託契約手続の適正化及び委託先の検査機関の監督並びに水質検査計画の充実について、引き続き取組をお願いするとともに、都道府県においては引き続き水道事業者等への御指導をお願いする。

②妥当性評価ガイドラインについて

各検査機関が定める検査等の標準作業書の妥当性を確認する方法である水道水質検査における妥当性評価ガイドラインについて、一部改定を行い、平成 30 年 4 月 1 日から適用している（「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインの一部改定について」（平成 29 年 10 月 18 日付け厚生労働省水道課長通知）。また、本ガイドラインに係る質疑応答集は国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載（厚生労働省水道課のホームページにリンク）されており、妥当性評価の実施にあたり参考としていただきたい。

各検査機関にて実施した妥当性評価結果は、水質検査の結果の根拠となる書類（水道法施行規則第 15 条第 8 項第 1 号ホ）となることから、水質検査を委託している水道事業者等においては、委託先の水質検査機関を監督するにあたり、ガイドラインに基づく妥当性評価の実施状況を確認するようお願いする。

③外部精度管理調査の実施について

厚生労働省では、水質検査に係る技術水準の把握及び向上を目的として、平成 12 年度から、登録水質検査機関、水道事業者等、地方公共団体の機関を対象（令和元年度より第三者委託受託者を対象として追加）に厚生労働省水道水質検査精度管理のための統一試料調査（以下「厚生労働省精度管理調査」という。）を実施し、統一試料の測定結果と検査方法告示の遵守状況等も踏まえて 3 群に分類している。調査の結果については、水道課ウェブサイトに掲載しているため、参考とされたい。

また、自己検査を実施している水道事業者等においては、令和 5 年度の厚生労働省精度管理調査（無機物試料：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、有機物試料：ホルムアルデヒド）への積極的な参加をお願いする。

④登録水質検査機関の指導・監督について

厚生労働省では、登録水質検査機関の指導・監督について、登録時及び 3 年ごとの登録更新時に「登録制度の手引き」に基づいて作成された申請書類を審査するほか、毎年度実施する厚生労働省精度管理調査によって問題が発覚した検査機関に対する助言及び「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」（平成 24 年 9 月 21 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）による指導を行っているところである。

また、平成 24 年度から、登録水質検査機関の適正な日常業務の実施の確保を目的とした日常業務確認調査を実施しており、調査結果をとりまとめて公表しているところである。

水道法施行規則では、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者も日常

業務確認調査を行うことができると規定されており、水道事業者等においても当省の取組を参考にした日常業務確認調査の実施をお願いする。

⑤第三者委託における水質検査業務の適正な実施について

水道法第 24 条の 3 に基づく第三者委託により水質検査業務を実施する場合で、第三者委託受託者が水質検査業務を水質検査機関に外部委託している場合は、水質検査業務が適切に行われているか水道事業者等が確認できるようにするなどの留意が必要である。

このため、厚生労働省では、第三者委託における水質検査業務の適正な実施を確保するため、平成 28 年 12 月「水道事業における官民連携に関する手引き」（令和元年 9 月 30 日最終改正）にその委託やモニタリングにおける留意事項等を追記した。

具体的な留意点等は次のとおり。

- ・ 第三者委託受託者が水質検査を検査機関に外部委託する場合、水道事業者が検査機関から直接検査結果を受け取る関係にないこと。
- ・ 第三者委託契約の際、水質検査業務が適切に行われているかを水道事業者が確認するための方法を定めること。
 - 水質検査機関から、民間事業者と水道事業者の双方に同時に水質検査結果を提出させる。
 - 採水日・採水地点を含めた水質検査の予定を予め提出させ、検査機関から報告された結果書との相違を確認する。

（４）専用水道、貯水槽水道等の衛生管理の充実・強化

①専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等に係る権限の移譲

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）により、平成 25 年 4 月 1 日から、専用水道及び簡易専用水道に係る事務権限がすべての市に移譲されている。また、飲用に供する井戸等、水道法等の規制対象とならない水道の衛生対策についても、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について」（平成 23 年 8 月 30 日付け厚生労働省健康局長通知）により、「飲用井戸等衛生対策要領」を改正し、すべての市が実施することとされている。

しかし、一部の市においては管内の専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸等の所在を把握できておらず、水質異常時などにおいて適切に情報収集や指導を行えていない場合がある。都道府県においては、移譲先の市において円滑に事務が執行されるよう、市移譲先部局と情報を共有するなど、積極的な連携体制を図るとともに適切な助言を行うようお願いする。

②専用水道における水質管理

専用水道の管理に係る技術上の業務に関しては、都道府県及びすべての市等の指導の下、水道法に基づき水道技術管理者を中心に行われているところである。

しかしながら、「飲料水健康危機管理実施要領」に基づき令和3年に厚生労働省へ情報提供があった水質事故のうち、残留塩素濃度の低下や地下水由来の水質基準超過により飲用自粛の指示がされた事案等が報告されている。また、大学の専用水道において空調水配管から汚染水が混入したことで亜硝酸態窒素が大幅に水質基準を超過した結果、健康被害を生じた事案が発生し、厚生労働省から全国の水道行政担当部局に対して周知した。

専用水道における水質事故の多くが地下水を原水とする施設で発生しており、専用水道設置者による水質管理の徹底並びに行政による適切な指導が求められる。専用水道設置者は原水の水質に応じた浄水処理方法を選択し、都道府県及びすべての市等が確認することで水道の安全性は確保されることから、水道法第32条の規定に基づく専用水道の布設工事の確認に当たっては、当該水道施設の構造が水の汚染のおそれがないものであり、施設基準に適合していることを確実に確認するようお願いする。

また、残留塩素の低下や消毒副生成物の基準超過事例が後を絶たないことから、専用水道設置者が消毒剤の管理を適切に実施するとともに、水道法に基づく定期及び臨時の水質検査を確実に実施し、また、水質異常時に直ちに原因究明を行い所要の対策を講じるよう、都道府県及びすべての市等においては、専用水道設置者への指導の強化に御配慮をお願いする。なお、小規模水道において、給水量の増加や施設規模の拡大等によって専用水道に該当する場合があるため留意されたい。

③貯水槽水道への指導等の推進

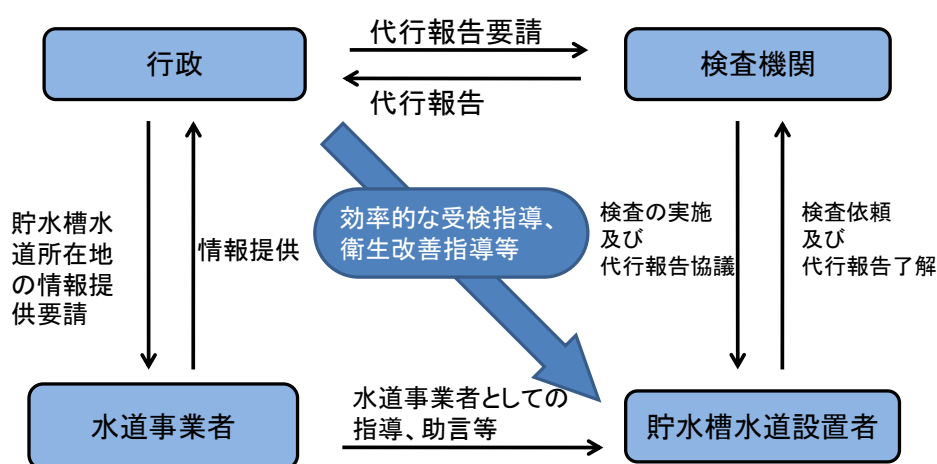
簡易専用水道については、水道法に基づき、その設置者は毎年定期的に管理状況等についての検査を受けなければならないこととされており、管理基準に適合していない場合は、都道府県知事及びすべての市長等は設置者に対し必要な措置を指示することができることとされている。また、簡易専用水道に該当しない小規模貯水槽水道については、都道府県及び市等の条例・要綱に基づき指導されているところである。

簡易専用水道の管理の検査の受検状況は、令和3年度は77.8%であった。簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は22.8%であり、特に衛生上問題があったために報告された割合は0.8%であった。

また、小規模貯水槽水道の検査受検状況は、令和3年度は3.6%であった。その中で検査において指摘のあった施設の割合は21.4%であり、検査受検の推進が課題となっている。

厚生労働省が毎年実施している水道水質関連調査の結果においては、簡易専用水道の受検情報自体を把握できていないと思われるデータも散見されており、貯水槽水道への指導が十分に実施できていない可能性がある。また、簡易専用水道に係る事務権限がすべての市に移譲されたが、保健所設置市を除く市の検査受検率は75.0%であり、最新の設置情報について水道事業者と情報共有しているものは約5割にとどまっている。

令和2年6月には、集合住宅に設置された簡易専用水道において貯水槽のオーバーフロー管と公共下水管が誤接合していたために公共下水管の詰まりにより貯水槽に汚水が流入する水質事故が発生するなど、貯水槽水道の適切な管理が求められる。厚生労働省では、貯水槽水道について管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成22年3月25日付け厚生労働省水道課長通知）を
発出し、都道府県等に対し、水道事業者との施設所在地の情報共有や登録簡易専用水道検査機関からの代行報告の活用、未受検施設に対する指導の実施等貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組を推進するようお願いしているところである。水道事業者においても、引き続き配慮をお願いする。



なお、平成18年3月に貯水槽水道に関する管理運営マニュアルが作成されているので、参考とされたい。

(貯水槽水道に関する管理運営マニュアル)

https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/04_01.html

④ 飲用井戸等の衛生確保のための対策の推進

水道法の規制対象とならない飲用井戸等において、依然として、水質基準を超過している事例が見られることから、これらの施設における衛生確保についての対応が急務となっている。

飲用井戸における水質検査の受検率は低いですが、検査を実施している井戸においては水質基準に適合していない飲用井戸が多数存在し、健康影響等の問題も懸念される。平成29年6月に飲用井戸施設でカンピロバクター・ジェジュニによる食中毒が発生するなど、一層の衛生対策の強化が求められる。都道府県等においては、「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和62年1月29日付け厚生省生活衛生局長通知別紙）により、飲用井戸等の衛生対策の徹底について御配慮をお願いする。

特に、汚染が判明した場合の措置については、その汚染原因を調査するとともに、必要に応じて当該汚染井戸のみならず、その周辺井戸についても水質調査等を併せて実施する必要がある。なお、汚染井戸の設置者に対しては、水道への加入等の措置が指導されることになるので、水道事業者におかれては留意いただきたい。

⑤新型コロナウイルス感染流行下における水道の衛生管理

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い社会経済活動に変化が生じ、施設によっては普段よりも水道水の使用量が減少するなどの影響が生じている。これまでに、専用水道を有する施設（レジャー施設）の利用者が減少し、消毒に使用する次亜塩素酸ナトリウムの保存期間が長期化したことに伴い塩素酸が基準値を超過した事案や、簡易専用水道を有する学校において、休校期間中の水使用量の減少に伴い貯水槽内の水の残留塩素濃度が低下し一般細菌が基準値を超過する事案が発生したので、都道府県等においては、このような施設の設置者への助言、指導等に御配慮をお願いする。

なお、塩素酸濃度の管理については、次の通知等が参考となる。

- ・浄水処理における次亜塩素酸ナトリウムの使用に当たっての留意事項について（平成 18 年 3 月 30 日付け厚生労働省水道水質管理室事務連絡）
- ・水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について（平成 19 年 11 月 5 日付け厚生労働省水道課長通知）
- ・「水道用次亜塩素酸ナトリウムの取扱い等の手引き（Q&A）」の送付について（平成 20 年 3 月 28 日付け厚生労働省水道水質管理室事務連絡）

（5）危機管理対応

①飲料水健康危機管理について

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、平成 9 年に「飲料水健康危機管理実施要領」（最終改正：平成 25 年 10 月）を策定して対応しているが、塩素消毒の不徹底や耐塩素性病原生物による汚染等の事態は毎年発生している。

水道事業者等が通常予測できない水道原水の水質変化により、水道供給に支障が生ずるため、取水・給水の制限・停止や特殊薬品（粉末活性炭等）の使用等を行った水質汚染事故による被害を受けた事業体数は、令和 3 年度は 195 件であった。水道事業者等においては、水質汚染事故による健康被害の発生予防、拡大防止等危機管理に関する取組が迅速かつ適正に行われるよう、引き続き特段の配慮をお願いする。

また、飲料水の水質異常等の情報を把握した場合の厚生労働省への連絡方法については、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 25 年 10 月 25 日付け厚生労働省水道課長通知）により通知しているところであるが、水道事業者等と都道府県においては、飲料水に起因して健康被害が発生した可能性がある場合のほか、健康に影響を及ぼすおそれのある飲料水の水

質異常が発生した場合（浄水の遊離残留塩素が 0.1 mg/L 未満となった場合、一般細菌や大腸菌等の基準超過の場合、健康に影響を及ぼすおそれのある物質の基準超過の継続の場合、耐塩素性病原生物が原水等から検出された場合等）については、直ちに、厚生労働省水道課に連絡をいただくとともに、改めて、緊急時の迅速・円滑な対応をお願いする。

なお、地方公共団体である水道事業者等は、水道水の供給に起因して消費者安全法に規定する「重大事故等」が発生したことを把握した場合、同法の規定に基づき、直ちに消費者庁へ通知するよう義務付けられている。ただし、地方公共団体から各府省に対して重大事故等に関する情報の通知がなされる場合には、通知を受けた各府省が消費者庁へ通知することとして差し支えないこととされている。水道事業者等においては、水道に係る事故等が発生した場合、「消費者庁関連法の施行に伴う水道事故等に関する情報提供の徹底について」（平成 21 年 9 月 30 日付け事務連絡）を参考にして、当課への速やかな情報提供をお願いする。

②水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について

水道水は飲用のみならず、都市機能の維持のために使用されており、断水は市民生活における大きな影響を及ぼすことから、近年の水質事故の経験も踏まえ、水道事業者が断水による影響も考慮し、摂取制限を行いつつ給水を継続することを選択肢として適切に判断できるよう、その考え方を取りまとめ、「水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方について」（平成 28 年 3 月 31 日付厚生労働省水道課長通知）にて通知した。

この通知における考え方は、突発的な水質事故等により水質異常が生じた場合の対応について示している「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）を補完するものであり、変更するものではないことに留意が必要である。

令和 3 年度は、塩素酸の水質基準超過が発覚した際に、摂取制限を伴う給水継続の考え方に準じて対応がとられた事案があった。当該事案では、基準超過した塩素酸濃度が、小児が 1 か月間飲み続けても健康に影響がないとされる濃度（亜急性参照値）を下回っていたことから、飲用しても直ちに健康影響がないと考えられることや、懸念がある場合には念のため飲用を控えることを周知した上で、影響を受ける区域内に給水車を配備し、給水を継続した。

また、水道事業者においては、水質異常時に摂取制限を伴う給水継続を実施する場合は、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」に基づき、厚生労働省水道課あてに報告をお願いする。

14. その他水道施設の推進について

(1) 東日本大震災について

①水道施設の被害状況及び復旧・復興

ア 水道の被災状況

東日本大震災による水道施設の被害状況について、災害査定資料や被災水道事業者等の情報を基にとりまとめを行い、津波浸水地域等の給水困難地域の被害状況も含め、最終版の報告書（東日本大震災水道施設被害状況調査最終報告書、厚生労働省）を平成25年7月に発表している。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載しているのので、適宜参照されたい。

水道施設の復旧状況については、総断水戸数 257 万戸に及ぶ大きな被害を受けたが、津波の被災地域や東京電力福島第一原発の事故による避難指示区域を除いて復旧はほぼ完了している状況である。現在、高台移転などの新たなまちづくりとともに水道の復興が進展している中で、こうした地域の水道の復興を支援するため、引き続き復興予算の迅速な執行に努めていく。

（東日本大震災水道施設被害状況調査最終報告書）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkoku/suidou/130801-1.html>

イ 水道施設の復旧・復興

国の東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業については、従来の災害復旧費補助金交付要綱とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」を制定し、補助率の嵩上げ等の特例措置を定めて実施している。加えて、東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業であって、被災自治体の復興計画が策定中のため復旧方法を確定することができず、早期の災害査定の実施が困難な場合においては、災害査定方法等の特例を定めて事業を実施しているところである。

岩手・宮城・福島の3県で実施している特例査定については平成25年度までに完了しており、特例査定の最終的な金額は約1,024億円となっている。保留解除状況については、令和4年度においては令和5年1月末時点で4件（4億円）の解除を行っており、これまでの合計は625件（776億円）となっている。全体復旧額817億円に対して約95.0%（前年度1月末時点で約94.5%）の解除状況である。保留解除の手続きについては、これまでも申請書類の簡素化などに取り組んできたところであるが、町の復興事業が進展している中、水道施設の復旧計画についても具体的な事業計画や関連工事等との工程調整等が必要となっている。今後も国庫補助金の円滑な執行に向け、保留解除を迅速かつ計画的に行うべく、関係者間での緊密な連携体制をもって対応していきたいと考えているため、関係する県行政部局には引き続きご支援・ご協力をお願いしたい。

また、事業実施中の被災事業者におかれては、1日も早い事業完了を目指し、復興事業の進捗管理を行っていただくとともに、関連する他事業の遅れ等により事業完了時期

が未確定である事業については、厚生労働省水道課への情報提供を適宜お願いする。

被災地の中には十分な職員数を確保できない事業者もあることから、そのような事業者を支援するため「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、関係者による支援の枠組みを構築している。協議会は、有識者、被災・支援水道事業者、県、日本水道協会ほか関係機関、厚生労働省で構成され、被災地の状況・課題等について情報共有、意見交換し、被災事業者が求めている支援ニーズを把握するとともに、被災事業者の求めに応じて個別に支援する事業者をマッチングしている。こうした人的支援においては、支援事業者から被災事業者への職員の派遣により、被災事業者における水道復興計画の立案や災害査定国庫補助事務等の業務に多大な貢献をいただいております、復興の原動力となっている。

令和4年度は協議会及び調査部会を岩手・宮城・福島県とWEB開催したほか、これまでの復興政策を振り返るとともにその復旧・復興状況を取りまとめ、今後の大規模災害に向けた多様な教訓や震災の記憶を風化させることなく次世代に伝えるため、「東日本大震災水道復興10年報告書」を取りまとめ、令和4年6月に公表したところである。報告書を取りまとめるにあたり、関係者の皆様の御協力に厚くお礼申しあげます。

②水道水の放射性物質汚染への対応

東京電力株式会社福島第一原発の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、平成24年3月5日付け健水発0305第1号～第3号厚生労働省水道課長通知により都道府県及び水道事業者等に対し通知し、平成24年4月1日から適用している。

本通知においては、セシウム134及び137の合計で10Bq/kgを、衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標とすることとされている。また、浄水場の浄水を基本とし、表流水及び表流水の影響を受ける地下水を水源とする浄水場にあつては取水地点の水道原水についても対象に、セシウム134及び137それぞれについて検出限界値1Bq/kg以下の確保を目標とした十分な検出感度でのモニタリングの実施等の対応を定めているほか、検出状況に応じて検査頻度及び検査地点を減ずることができることとしているので、留意されたい。

なお、水道水中の放射性物質のモニタリング結果については、引き続き厚生労働省で集約して公表することとしている。平成24年4月1日以降、令和4年12月現在では、水道水等の放射能濃度検査の結果について、管理目標値を超過した事例はない。関係者の方々には、今後とも、モニタリング結果の提供についてお願いする。

③浄水発生土の放射性物質汚染への対応

東京電力福島第一原発の事故に伴い、水道関係では水道水のほか、浄水発生土からも放射性物質が検出された。このため、原子力災害対策本部から平成23年6月16日付けで「放射性物質が検出された上下水道副次産物の当面の取扱いに関する考え方」が示され、厚生労働省も同日付けで関係14都県に周知した。また、浄水発生土も含め放射性

物質で汚染された廃棄物等の取扱いを定める法律としては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が平成 24 年 1 月 1 日から全面施行されている。この法律では、国（環境省）が指定廃棄物（8 千 Bq/kg を超える浄水発生土を含む）の処理を実施することになっている。

国が処理を行うもの以外は、排出者である水道事業者が処理を行うことになるが、放射性物質を含む浄水発生土の処分や保管、モニタリングなど原子力災害に伴い新たに生じた追加的費用は、後述の原子力損害賠償制度で東京電力が賠償することとなっている。

また、浄水発生土の有効利用については、平成 25 年 3 月 13 日付け健康局長通知「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」にて、園芸用土（浄水場出口時点 400Bq/kg 以下）、グラウンド土（浄水場出口時点 200Bq/kg 以下）への再利用の安全性評価を行い、再利用を可能としている。最近では、毎年平均で数万トンの量が発生しているが、水道事業者のご努力により、全体的な保管量としては平成 27 年 12 月時点の約 17.1 万トンから令和 4 年 12 月時点で約 9.7 万トンと減少傾向で推移している状況となっていることも踏まえ、これまで、浄水発生土の放射能濃度が 100Bq/kg 以上検出された場合、当課への報告をお願いしてきたが、特措法第 16 条の調査義務の免除の確認を受けた施設かつ、100Bq/kg 超の放射性物質を含む浄水発生土の保管量がゼロである場合については、浄水発生土の取扱い等に係る調査の範囲を縮小することとし、今後の報告を不要とすることとした。関係者の方々には引き続き、放射性物質が検出された浄水発生土の適切な取扱いがなされるようお願いしたい。

④原子力損害賠償

東京電力株式会社福島第一原発及び福島第二原発の事故に伴う放射性物質により被った損害に対する賠償については、令和 4 年 10 月 14 日付け事務連絡にて、令和 4 年 3 月末までを対象とする請求受付開始の連絡があったことを周知しており、現在損害賠償請求の受付と支払いが行われている。令和 4 年度分の損害賠償の受付開始時期については、令和 5 年度初めに東京電力から案内が行われる見通しである。なお、東京電力の示す基準に合意できない場合は原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てることも可能であり、賠償に関する課題の情報共有が重要であることから、各都道府県におかれては、水道事業者より東京電力との賠償交渉に関する相談があった場合には厚生労働省水道課への情報提供をお願いする。

（２）水資源開発関係の動向について（水資源開発基本計画）

水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という。）は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部が中心となり、指定水系（利根川・荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）ごとに、水利用の安定性の確保、既存施設の有効活用

等について十分な検討を行い、水需給上の必要性等を評価した上で、経済社会状況の変化等を踏まえて適宜変更が行われてきた。

国土交通大臣は、フルプランを決定（変更を含む。）しようとする際には、利水関係行政機関の長（厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣）や、その他関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴く。その上で、閣議決定がなされることとなっている。

水資源政策に係わる最近の動きとして平成 28 年 12 月に、国土交通大臣から国土審議会会長に対し、リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について諮問され、平成 29 年 5 月に答申「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」が公表された。ここでは、水資源をめぐる課題として、危機的な渇水、大規模地震、大河川の洪水等による大規模自然災害、水資源開発施設等の老朽化に伴う大規模な事故等をあげており、それらへの対応を求めている。

国土交通省は、上述の答申を踏まえ、需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと、フルプランの抜本的な見直しに着手した。その内容には、以下を含むものとしている。

- ・ 水供給をめぐるリスクに対応するための計画
- ・ 水供給の安全度を確保するための計画
- ・ 既存施設の徹底活用、ハードソフトの一体的推進

これにより、安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来に亘って享受できる社会を目指す。

これまでに、吉野川水系について平成 31 年 4 月に、利根川・荒川水系について令和 3 年 5 月に、淀川水系について令和 4 年 5 月に、筑後川水系について令和 5 年 1 月に全部変更したところである。

また、全部変更されたフルプランについては、概ね 5 年を目途に計画の達成度について点検を以下の事項について行う。

1. 需給計画の状況
2. 建設事業の進捗状況と効果
3. その他重要事項の達成状況

今後も国土交通省からフルプラン水系に位置する都府県に対して調査が実施されることが想定されるため、必要な需給想定調査等が行われた場合には、十分に精査したデータを提供していただけるようお願いする。

（3）インボイス制度について

『インボイス制度の導入に向けた「適格請求書発行事業者」の事前登録について（周知）』（令和 3 年 6 月 15 日、厚生労働省水道課事務連絡）のほか、令和 4 年度において再度周知させていただいたところであるが、令和 5 年 10 月 1 日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（「インボイス制度」）が導入されること

となっている。

当該制度の導入以降は、現在の区分記載請求書等保存方式における請求書等の保存に代わり、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書（インボイス等）」の保存が仕入税額控除の要件となり、適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられる。適格請求書には、従前の区分記載請求書の記載事項に加え、適格請求書発行事業者登録番号、適用税率及び税率ごとに区分して合計した消費税額等を記載する必要がある。

この適格請求書を発行することができるのは適格請求書発行事業者に限られるところ、適格請求書発行事業者となるためには、事前に登録申請書を提出して登録（令和3年10月より受付開始中）を受ける必要がある。

なお、登録を受けることができるのは課税事業者に限られており、免税事業者は適格請求書等を発行することができず、取引の相手方である課税事業者においては仕入税額控除等の要件とならなくなるので御留意いただきたい。

なお、制度自体や登録申請に際して必要となる情報は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」内に「インボイス発行事業者」の登録申請手続を掲載している。同サイト内には、事業者の方の制度理解に資する資料や国税庁・税務署が主催するどなたでも参加可能な説明会の御案内等も掲載している。

各水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、インボイス制度の開始等に向けて、それぞれ必要なご検討・準備等を進めていただくようお願いしたい。

（参考）国税庁による制度周知のチラシ

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022008-052.pdf>)

消費税 **事業者の方へ**

令和5年10月
インボイス制度が始まります！

インボイス発行事業者となるためには、登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、**インボイス発行事業者の登録申請が必要です**。登録は**課税事業者**が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、**お早目のご準備をおすすめします**。
- 登録を受けると「**国税庁適格請求書発行事業者公表サイト**」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！

個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）（令和4年12月改訂）

「インボイス」とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

インボイス制度の概要 令和5年10月1日～

売手 売上税額 10,000円 (14%)

買手 仕入税額 10,000円 (10%)

インボイスにより、売手と買手の税率と税額の認識を一致させる

買手の求めに応じ**インボイスを交付**
※ 事前にインボイス発行事業者の登録申請が必要

インボイスを保存して仕入税額控除を適用

インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。
「**国税庁適格請求書発行事業者公表サイト**」へのリンクもご案内しております。

制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。
上記の「**インボイス制度特設サイト**」からも、ご利用いただけます。

インボイス制度の疑問にお答えします！

インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120-205-553（無料） ※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

9:00～17:00（土日祝除く）

国税庁（法人番号 7000012050002）（令和4年12月改訂）

（４）生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰

生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰については、「生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について（平成28年3月11日生食発0311第1号。以下「通知」という。）」に基づき、各都道府県より、毎年7月1日までに表彰候補者の推薦をいただいているが、ここ数年間推薦実績がない都道府県も見受けられる。推薦基準は下記のとおりであるので、水道事業者等の関係者に留まらず、各地域において水道の普及発展等に寄与されている民間の方も含め、幅広く検討をいただき、推薦を行うようお願いする。

【推薦基準（通知抜粋）】

3 水道関係功労者

水道の普及発展、水道に関する有益な調査研究、技術の改善若しくは発明発見又は水道行政に対する協力等に特に顕著な功績のあった個人又は団体及び水道事業、水道用水供給事業又は水道行政事業に従事し、抜群の功績があった個人であって、次の各号に該当するもの。

（１） 水道関係事業従事年数が、当該年4月1日までに30年（首長にあっては

水道関係団体の経歴が10年以上であること。ただし、団体にあつては、事業歴が10年以上であること。

(2) 個人の場合、年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。

(3) 原則として、都道府県知事又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。

(5) 労働安全衛生について

労働者の安全対策は、労働安全衛生法に基づく、安全衛生管理体制の確立や労働災害防止のための具体的措置が水道事業者や工事等の受注者において適切に講じられることが重要である。

厚生労働省では、水道事業に携わる労働者だけに限らず全ての労働者の安全と健康の確保を図るため、2018年4月から2023年3月を計画期間とする「第13次労働災害防止計画」を進めており、今後、2023年4月から2028年3月を計画期間とする「第14次労働災害防止計画」に基づき取組が進められる予定である。加えて、令和4年3月30日付けで「令和4年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）」を発出するなど、労働者の安全衛生の促進に向けて取り組んでいる。

引き続き、厚生労働省として、関係団体等と連携し、職場における労働者の安全と健康の確保および快適な職場環境が形成されるよう、取り組んでいく。

(6) 水道整備・管理行政の移管について

令和4年9月2日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直しの一つとして、厚生労働省から、国土交通省及び環境省への水道整備・管理行政の移管が決定した。令和5年3月7日に「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。国土交通省が水道の整備や管理等を、環境省が水質基準の策定等を、それぞれ所管することとなっており、令和6年4月の行政移管に向けて必要な準備を進めている。